

第3期 佐賀市子ども・子育て支援事業計画

～子ども親も心豊かに共育ち 家庭・地域・社会で育むこどもの笑顔～



令和7年3月

佐賀市

はじめに

佐賀市では、平成27年3月に第1期の「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多岐にわたる子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

その間、全国的な少子高齢化、女性の社会進出による共働き世帯の増加など、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。このような状況の中、幼児教育・保育の無償化をはじめとする子育て支援の充実が図られる一方で、児童虐待の深刻化など、家庭を取り巻く課題も一層厳しさを増しています。

保護者が安心して産み子育てができるためには、女性だけでなく男性の育児参加を促す意識改革や、家庭と仕事を両立しやすい環境整備の推進など、家庭・地域・社会全体で支え合う仕組みの構築が不可欠です。そして、全ての子どもが権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、あらゆる政策の真ん中に「子ども」を置き、社会全体で支援していく必要があります。

このたび策定した「第3期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」では、これまでの計画の基本理念「子ども親も心豊かに共育ち 家庭・地域・社会で育むこどもの笑顔」を引き継ぎ、その実現に向けて、市、保護者、関係機関・団体、地域が一丸となって取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました子ども・子育て会議の委員をはじめ、意識調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民と関係者の皆様に心からお礼を申し上げるとともに、引き続き計画の推進により一層のお力添えをお願い申し上げます。

令和7年3月

佐賀市長 坂井 英隆

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画策定の方法	2
5 計画の推進体制	3

第2章 佐賀市のこどもや子育てを取り巻く現状

1 人口・世帯の状況	5
2 人口動態・就労の状況	9
3 子育て関連施設の推移	13
4 保育施設の待機児童の推移	19

第3章 佐賀市のこどもや子育てを取り巻く課題

1 子育ての環境	21
2 子育てに対する意識	25

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	31
2 基本目標	32

第5章 施策の展開

1 基本理念の実現に向けたそれぞれの取組	33
----------------------	----

第6章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定	43
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	43
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	47

資料編

こども・子育て支援事業一覧	67
---------------	----

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、少子高齢化の急速な進行や、女性の社会進出に伴う共働き世帯のさらなる増加、地域のつながりの希薄化など、こども・子育てを取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題への解決が求められています。

国は、平成6年に「エンゼルプラン」、平成11年には「新エンゼルプラン」を作成し、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」を制定するなど、こども・子育て支援について総合的な施策を講じてきました。

しかし、依然として少子化が進行していること、こども・子育て支援が質・量ともに不足していること、待機児童問題や仕事と子育ての両立支援の環境整備が十分でないことなどから、平成24年に一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会を目指し、「こども・子育て支援法」が制定され、平成27年4月から「こども・子育て支援新制度」がスタートしました。

また、全てのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和5年4月に施行され、同年12月には「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」が定められました。

これまで佐賀市では、平成17年に「佐賀市次世代育成支援行動計画」（前期計画）、平成22年には「佐賀市次世代育成支援行動計画」（後期計画）、平成27年にはこども・子育て支援法に基づき、市民の多様な保育・子育ての支援ニーズに応えるため、「佐賀市こども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定しました。そして「子ども親も心豊かに共育ち 家庭・地域・社会で育むこどもの笑顔」を基本理念として、こどもだけでなく親も共に育っていけるような環境を整備し、家庭と地域や職場など社会全体が一体となって子育てを支えていくまちを目指し、子育て支援を行ってきました。

また、令和2年には第1期計画の基本理念を引き継ぎ「第2期佐賀市こども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズに対応するための保育施設の整備、放課後児童クラブの新設、保護者の育児不安の解消につながる地域子育て支援拠点の開設や乳児家庭全戸訪問などこども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

この「第2期佐賀市こども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、今後もこどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう、地域社会全体で子育て支援の環境づくりをさらに進めていくために、これまでの成果と課題や意識調査により把握した市民ニーズを踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期佐賀市こども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく佐賀市の計画です。

また、本計画の第2期においては、本計画の前身である「佐賀市次世代育成支援行動計画」の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和7年3月まで延長されたことに伴い、同計画の内容を可能な限り本計画に引継ぎ、佐賀市次世代育成支援行動計画の性格を持ち合わせることでしていました。

本計画の第3期においても、令和6年5月の次世代育成支援対策推進法の改正により「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和17年3月まで延長されたことに伴い、市町村行動計画の性格を持ち合わせることでします。

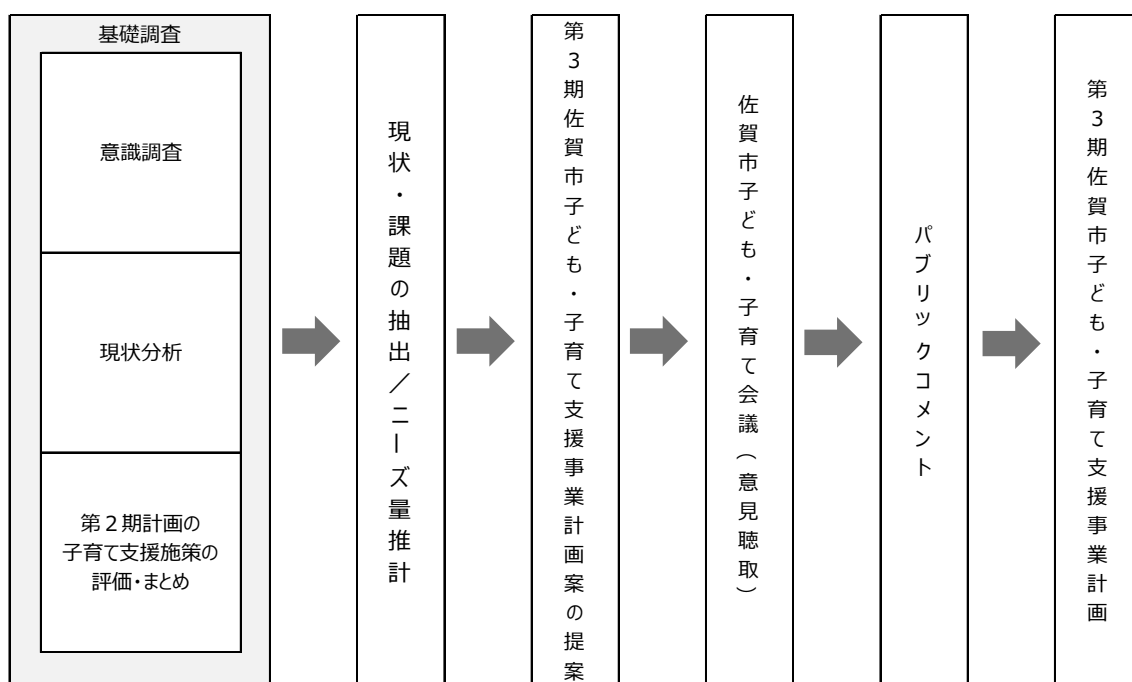
3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画策定の方法

(1) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、意識調査や現状分析等の基礎調査で課題の抽出やニーズ量推計を行い、「子ども・子育て支援法第61条」に基づき「佐賀市子ども・子育て会議」で意見を聴取しました。



(2) 意識調査の実施概要

<目的>

本調査は、「子ども・子育て支援法」において義務付けられた「子ども・子育て支援事業計画」の策定に関する基礎データ及び住民の意識等を把握するために実施しました。

<調査概要>

対象	就学前児童の保護者調査 (市内在住の就学前児童を持つ保護者)	小学校児童の保護者調査 (市内在住の小学生を持つ保護者)
調査地域	佐賀市全域	
抽出方法	・住民基本台帳から校区別に抽出しました。 ・抽出する場合、校区と児童年齢が均等になるよう予め割付を行いました。 ※ただし、2名以上の未就学児を持つ保護者に対しては調査票が複数配布されないように配慮しました。	
調査方法	郵送による配布、郵送による回収	
調査期間	令和6年4月16日(火)～4月30日(火)	
標本数	2,500(抽出)	1,500(抽出)
有効回収数	1,024	633
回収率	41.0%	42.2%

5 計画の推進体制

この計画の進捗、各種施策の取組状況については、佐賀市子ども・子育て会議に報告し、点検していきます。そこで出てきた課題等については、各種施策の検討に反映するよう努めるとともに、必要な場合は、この計画の修正、見直しを検討します。

第 2 章 佐賀市のこどもや子育てを取り巻く現状

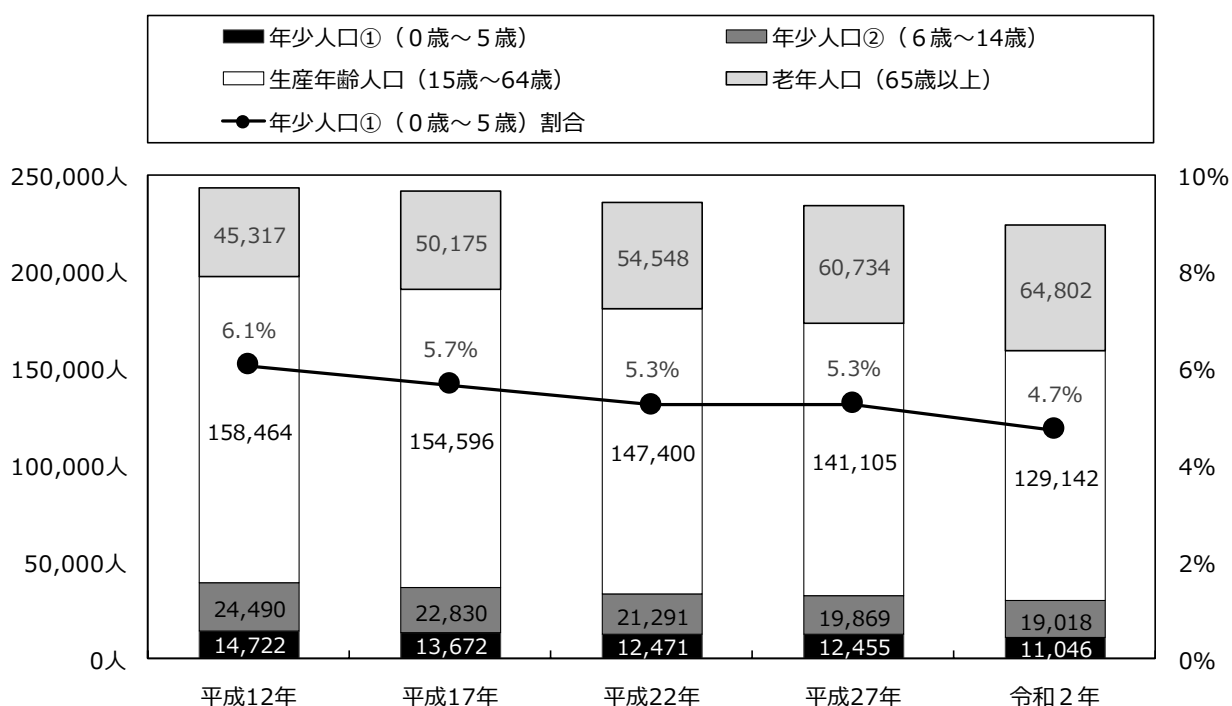
1 人口・世帯の状況

(1) 人口構成の推移

佐賀市の総人口は、平成12年から令和2年までの20年間で9,775人減少しています。

また、年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0歳～5歳、6歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化の状況がみられます。

[年齢3区分別人口構成の推移]



	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	243,076人	241,361人	237,506人	236,372人	233,301人
老年人口 (65歳以上)	45,317人	50,175人	54,548人	60,734人	64,802人
構成比	18.6%	20.7%	23.0%	25.7%	27.8%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	158,464人	154,596人	147,400人	141,105人	129,142人
構成比	65.2%	64.1%	62.1%	59.7%	55.4%
年少人口② (6歳～14歳)	24,490人	22,830人	21,291人	19,869人	19,018人
構成比	10.1%	9.5%	9.0%	8.4%	8.2%
年少人口① (0歳～5歳)	14,722人	13,672人	12,471人	12,455人	11,046人
構成比	6.1%	5.7%	5.3%	5.3%	4.7%
年齢不詳	83人	88人	1,796人	2,209人	9,293人

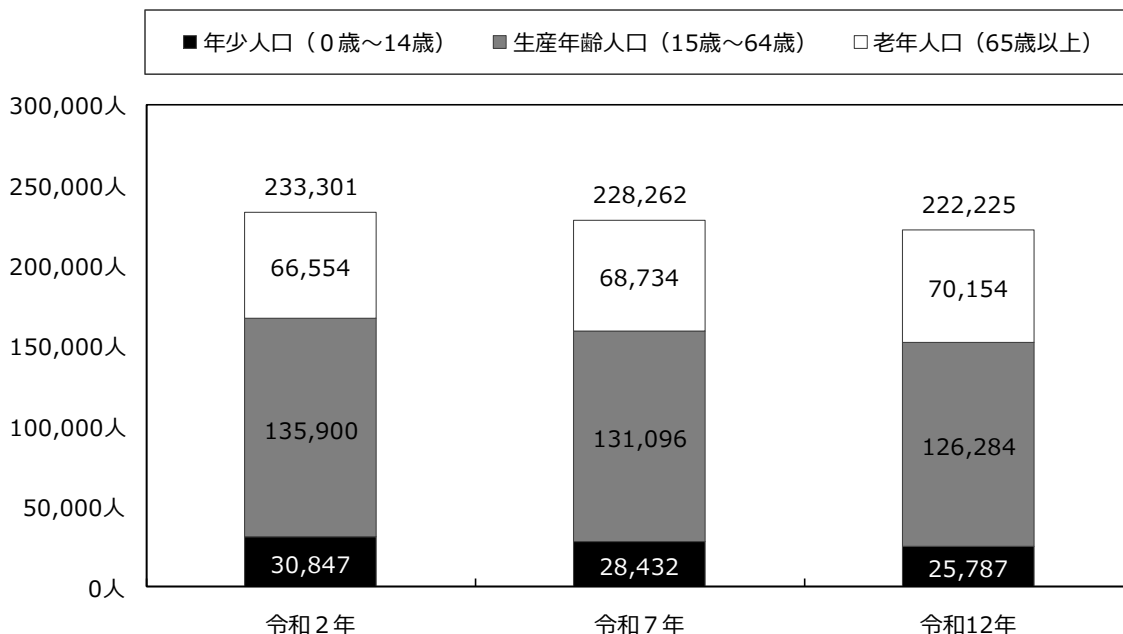
資料：国勢調査
※総人口には、年齢不詳含む。

(2) 将来推計人口

佐賀市における令和12年までの将来推計人口は、以下のように予測されています。これを見ると、総人口は減少傾向にあることがわかります。

年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向となっており、将来も少子高齢化が進行すると見込まれます。

[将来推計人口]



	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	233,301人	228,262人	222,225人
老年人口 (65歳以上)	66,554人	68,734人	70,154人
構成比	28.5%	30.1%	31.6%
生産年齢人口 (15歳~64歳)	135,900人	131,096人	126,284人
構成比	58.3%	57.4%	56.8%
年少人口 (0歳~14歳)	30,847人	28,432人	25,787人
構成比	13.2%	12.5%	11.6%

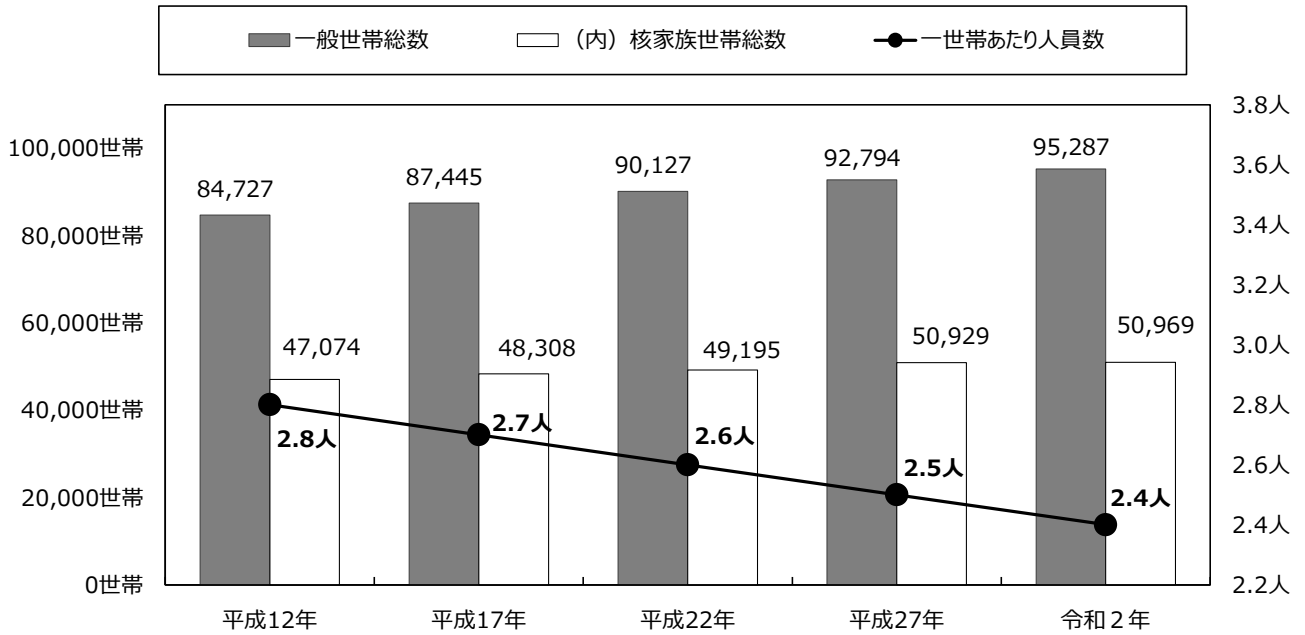
資料：国立社会保障・人口問題研究所の公表値（令和5年12月22日）

(3) 世帯構成の推移

佐賀市の世帯構成の推移についてみると、一般世帯数は平成12年から令和2年にかけて増加傾向にあり、10,560世帯増えています。

また、核家族世帯の世帯数が3,895世帯増加、単独世帯の世帯数が11,708世帯増加し、一世帯あたり人員数については減少しています。

[世帯構成の推移]



(単位：世帯)

	親族世帯										一般世帯人員数
	一般世帯総数	核家族世帯							非親族世帯	単独世帯	
		総数	夫婦と子ども				その他の親族世帯				
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども					
①～⑦	①～⑤	①～④	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
平成12年	84,727	61,534	47,074	14,539	25,460	906	6,169	14,460	283	22,910	235,946
平成17年	87,445	61,935	48,308	15,518	24,685	1,051	7,054	13,627	322	25,188	233,654
平成22年	90,127	61,579	49,195	16,072	24,303	1,106	7,714	12,384	700	27,848	229,997
平成27年	92,794	61,687	50,929	16,934	24,690	1,184	8,121	10,758	651	30,456	228,309
令和2年	95,287	60,012	50,969	17,705	23,797	1,220	8,247	9,043	657	34,618	224,813

資料：国勢調査（各年）

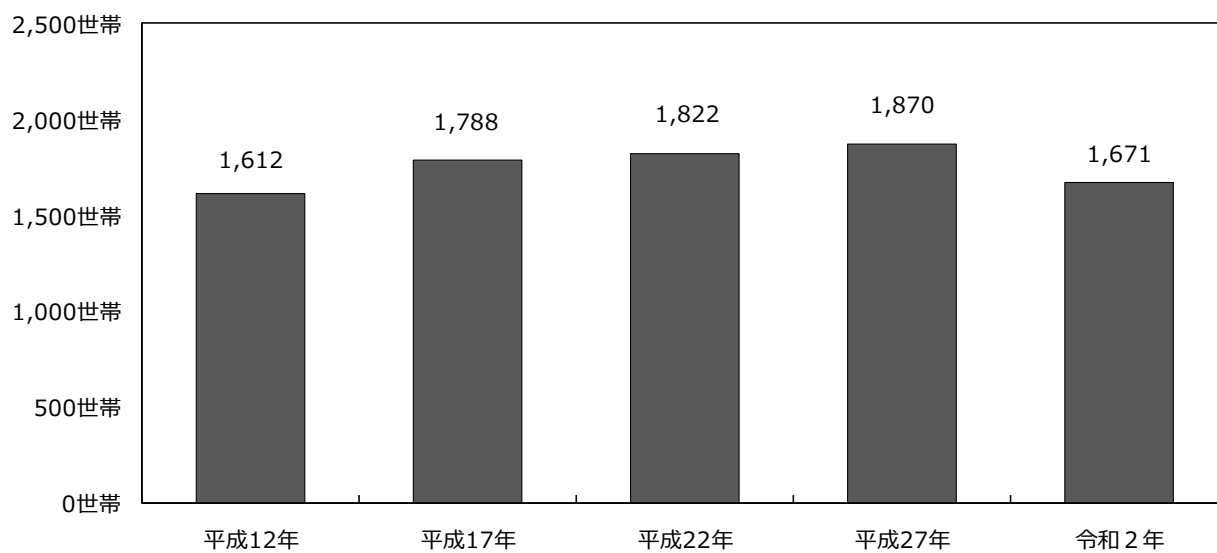
※一般世帯とは、住居と生計を共にする者の集まりという概念を基本としている。

※世帯主と世帯員の続き柄の組み合わせによる世帯の家族構成を類型化している。

(4) ひとり親世帯の推移

佐賀市のひとり親世帯（20歳未満のこどもがいる母子のみ家庭、父子のみ家庭）の推移をみると、平成12年から平成27年までは増加を続けていましたが、令和2年にかけては減少しています。

[ひとり親世帯の推移]



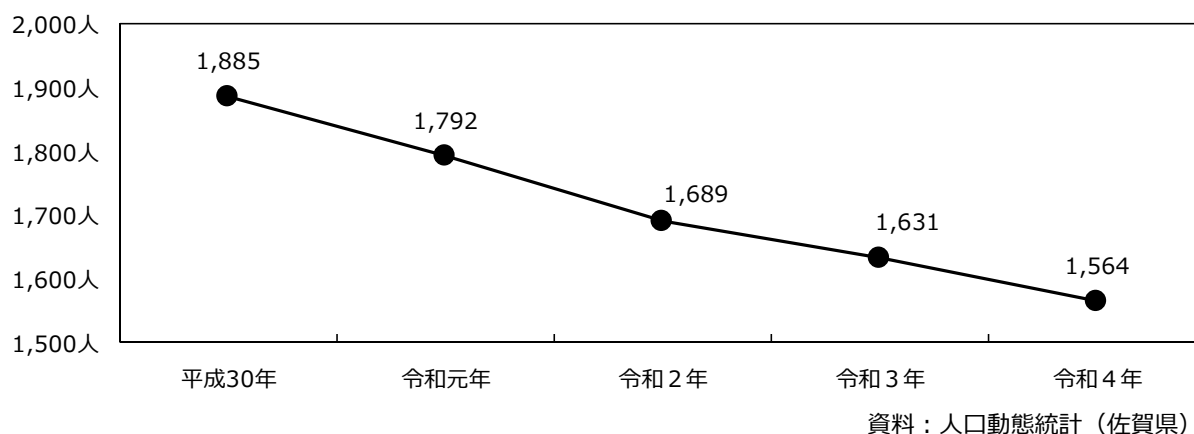
資料：国勢調査（各年）

2 人口動態・就労の状況

(1) 出生数の推移

佐賀市の出生数の推移をみると、平成30年から令和4年にかけて一貫して減少をつづけており、平成30年から令和4年までの5年間で321人減少しています。

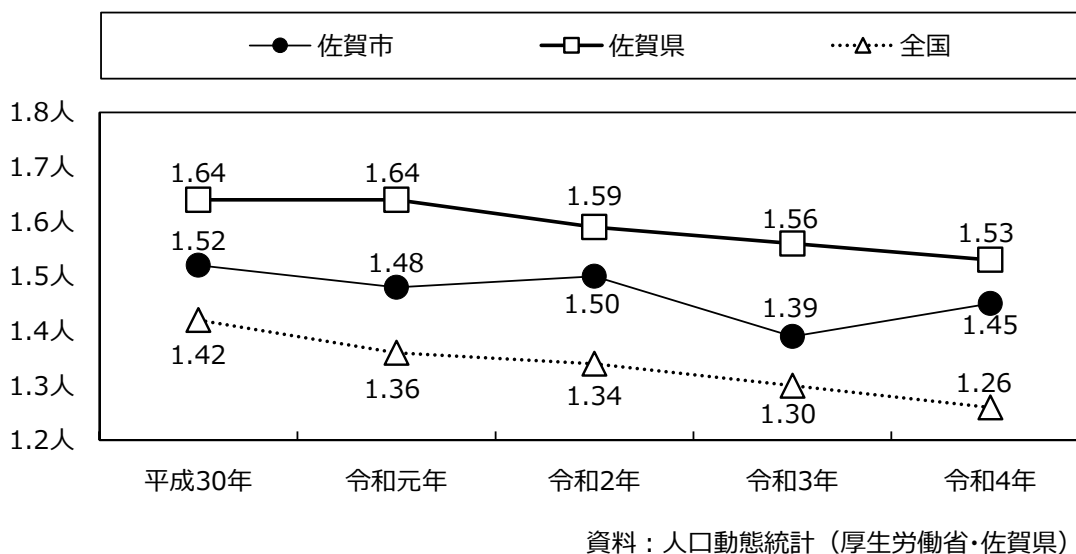
[出生数の推移]



(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、佐賀市の合計特殊出生率は全国を上回っているものの、佐賀県を下回っている状況です。

[合計特殊出生率の推移]



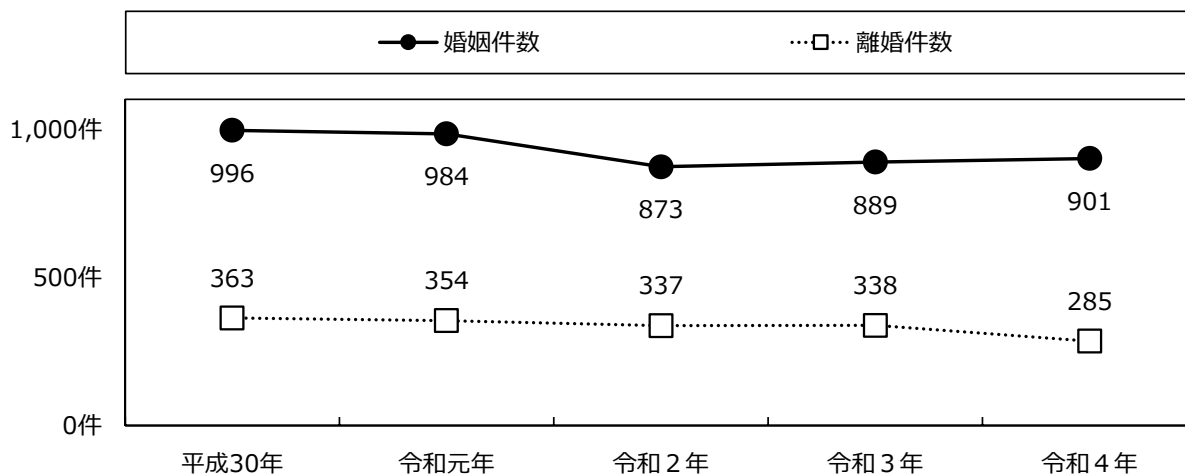
※合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(3) 婚姻・離婚の状況

佐賀市の平成30年から令和4年までにおける婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は令和2年までは減少を続け、その後微増しています。

離婚件数は5年間でゆるやかに減少しています。

[婚姻・離婚件数の推移]



資料：人口動態統計（佐賀県）

※婚姻件数…各年における1月から12月の間に届出された婚姻届の件数。

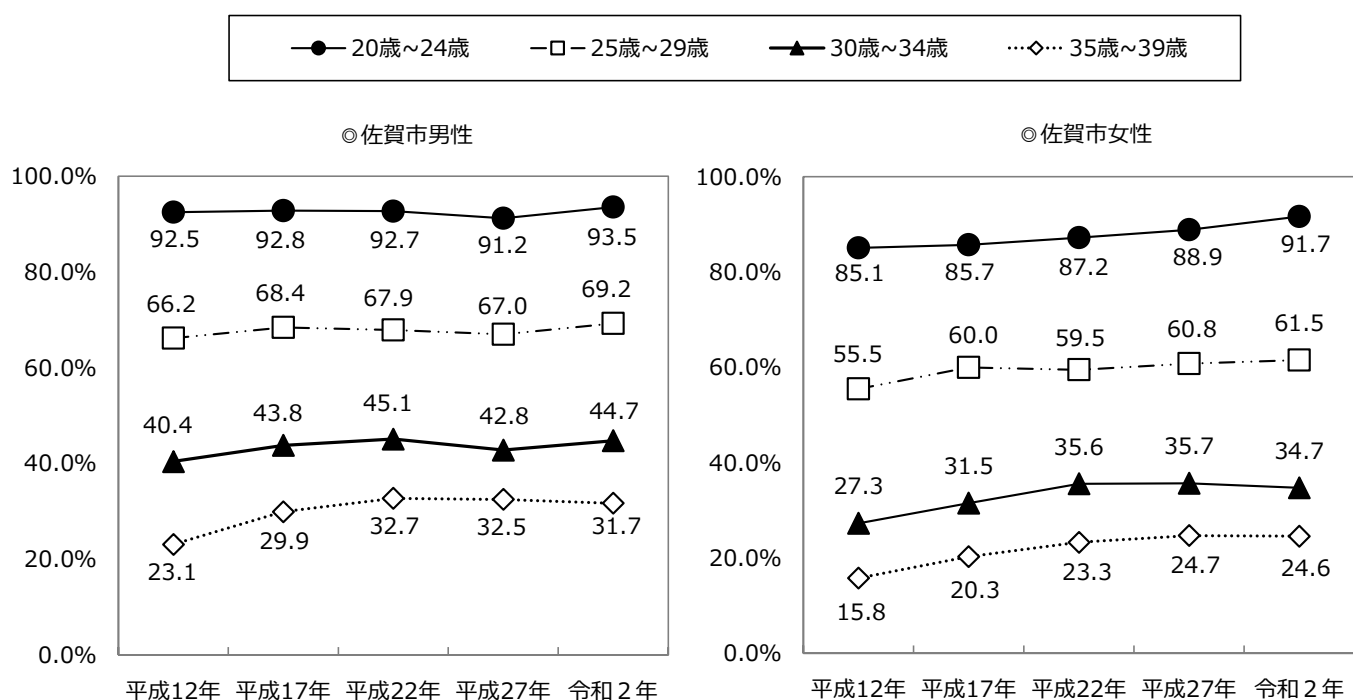
※離婚件数…各年における1月から12月の間に、協議離婚については届出、調停・審判・和解・請求の認諾及び判決離婚については成立または確定した件数。

(4) 未婚率の状況

佐賀市における未婚率※の推移をみると、男性は35歳～39歳を除き、平成27年から令和2年にかけて未婚率はゆるやかに上昇しており、女性は20歳～24歳、25歳～29歳で上昇傾向にあります。

令和2年における佐賀市の未婚率を佐賀県・全国と比較すると、35歳～39歳の男性を除くすべての性別・年代で、男女ともに佐賀県・全国を上回る数値となっています。

[未婚率の推移]



(単位：%)

		20歳～24歳		25歳～29歳		30歳～34歳		35歳～39歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成12年	佐賀市	92.5	85.1	66.2	55.5	40.4	27.3	23.1	15.8
	佐賀県	89.7	87.9	64.7	52.8	39.5	25.1	24.0	13.0
	全国	92.9	88.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8
平成17年	佐賀市	92.8	85.7	68.4	60.0	43.8	31.5	29.9	20.3
	佐賀県	89.9	88.7	65.4	56.2	42.6	29.9	29.7	18.2
	全国	93.4	89.6	71.4	59.0	57.1	32.0	30.0	18.4
平成22年	佐賀市	92.7	87.2	67.9	59.5	45.1	35.6	32.7	23.3
	佐賀県	91.0	87.2	65.5	56.8	43.2	32.8	32.0	21.4
	全国	91.4	87.8	69.2	58.9	46.0	33.9	34.8	22.7
平成27年	佐賀市	91.2	88.9	67.0	60.8	42.8	35.7	32.5	24.7
	佐賀県	90.6	87.6	66.1	58.1	42.6	32.8	31.5	22.3
	全国	90.3	87.9	68.0	58.6	44.5	33.5	33.4	23.2
令和2年	佐賀市	93.5	91.7	69.2	61.5	44.7	34.7	31.7	24.6
	佐賀県	91.0	88.5	66.8	58.1	44.4	33.2	32.3	22.7
	全国	88.5	87.1	65.4	58.2	43.7	33.6	32.4	22.8

資料：国勢調査

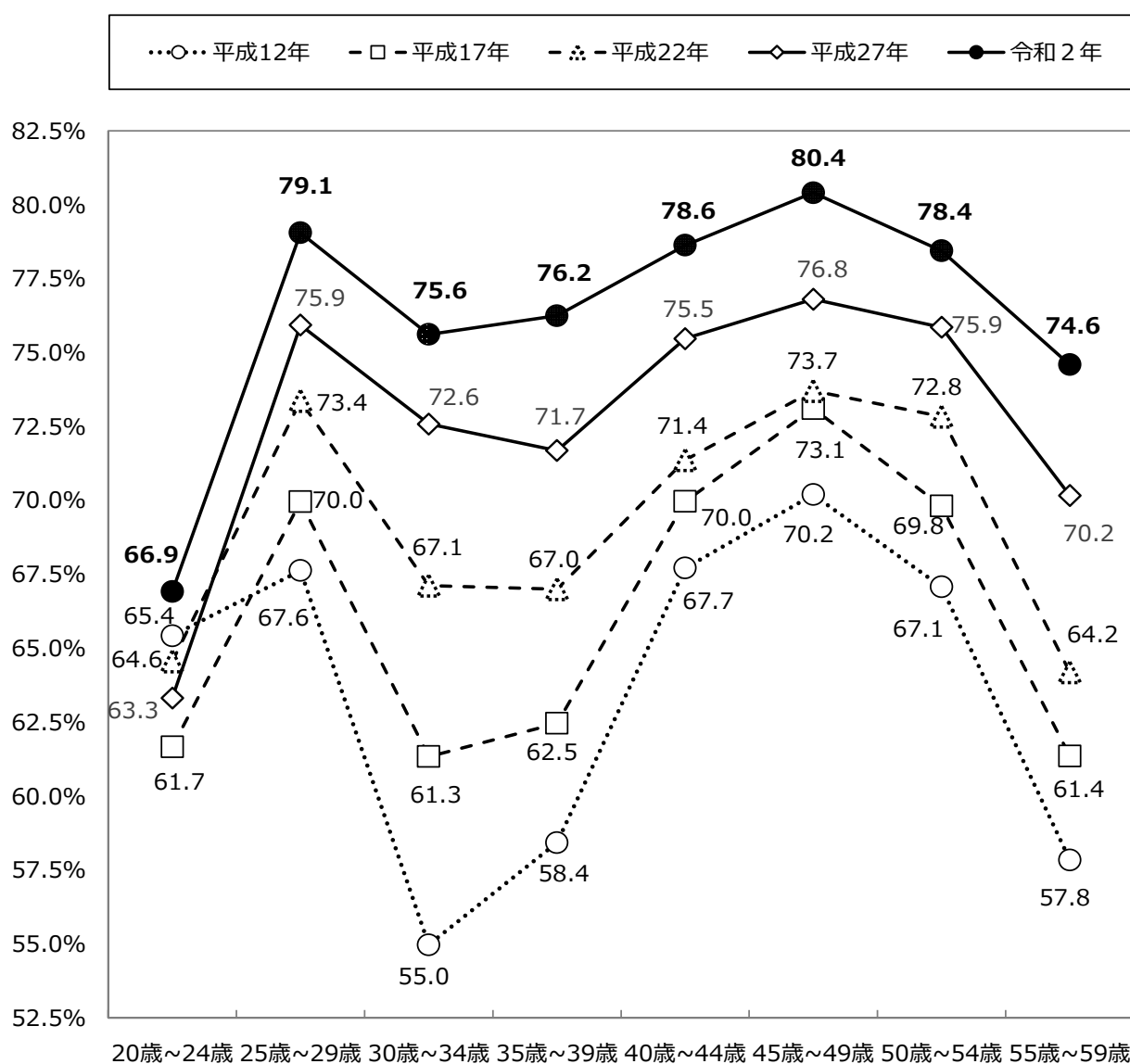
※未婚率…15歳以上人口の配偶関係（未婚・有配偶・死別・離別）において、未婚者の割合。

(5) 女性の就労状況

佐賀市の女性の年齢別就業率※をみると、30歳～34歳で一旦下がりますが、35歳～39歳から増上昇に転じています。

平成12年から令和2年までの長期的な傾向をみると、就業率はすべての年齢層で上昇傾向にあります。平成27年から令和2年までの直近の傾向をみると、35歳～39歳の層で4.5ポイント増加しており、最も伸びが大きくなっています。

[女性の年齢別就業率の推移]



資料：国勢調査（各年）

※就業率…15歳以上人口に占める、就業者（賃金、給料、諸手当、営業利益、手数料、内職収入など収入になる仕事を少しでもした人）の割合。

3 子育て関連施設の推移

(1) 就学前児童の教育・保育施設数

佐賀市の子育て関係施設数の推移をみると、施設類型の変更により、保育所及び幼稚園が減少し、認定こども園（幼保連携型、保育所型）が増加傾向にあります。

また、認可外保育施設（企業主導型保育事業）についても増加傾向にあります。

[施設数の推移] ※分園は除く。

(単位：箇所)

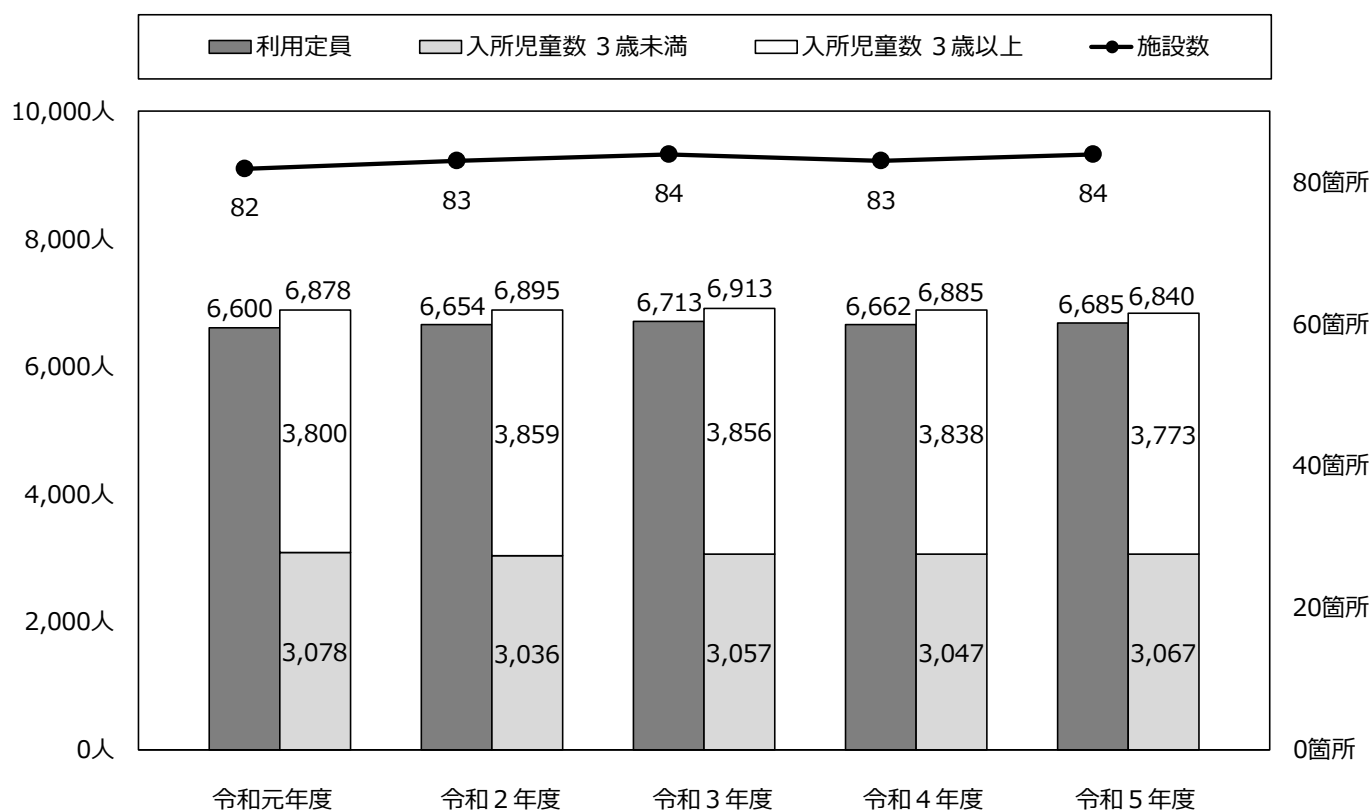
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市立	① 保育所（公立）	4	4	4	4	4
	② 幼稚園（公立）	1	1	1	1	1
私立等	③ 認定こども園（幼保連携型）	19	19	20	21	22
	④ 認定こども園（幼稚園型）	11	11	11	11	11
	⑤ 認定こども園（保育所型）	1	1	1	4	7
	⑥ 保育所（私立）	30	30	30	26	23
	⑦ 幼稚園（私立）	14	14	13	13	12
	⑧ 幼稚園（国立大学附属）	1	1	1	1	1
	⑨ 家庭的保育事業	1	0	0	0	1
	⑩ 小規模保育事業A型	20	21	22	22	21
	⑪ 小規模保育事業B型	3	3	2	1	1
	⑫ 小規模保育事業C型	0	0	0	0	0
	⑬ 居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
	⑭ 小規模型事業所内保育事業	2	3	3	4	4
	⑮ 保育所型事業所内保育事業	2	2	2	1	1
	⑯ 認可外保育施設（企業主導型保育事業）	10	11	14	14	14
	⑰ 認可外保育施設（企業主導型保育事業以外）	27	27	24	26	27
計		146	148	148	149	150

資料：佐賀市保育幼稚園課（各年度3月31日時点）

(2) 認可保育施設の状況

佐賀市には84箇所（公立：4・私立：23・認定こども園（幼保連携型・保育所型）：29・地域型保育事業：28）の認可保育施設があります。入所児童数については横ばいですが、利用定員に対して入所児童数が超過している状況が続いており、令和5年度時点、利用定員6,685人に対して、定員の弾力化により6,840人が入所しています。

[入所児童数等の推移]

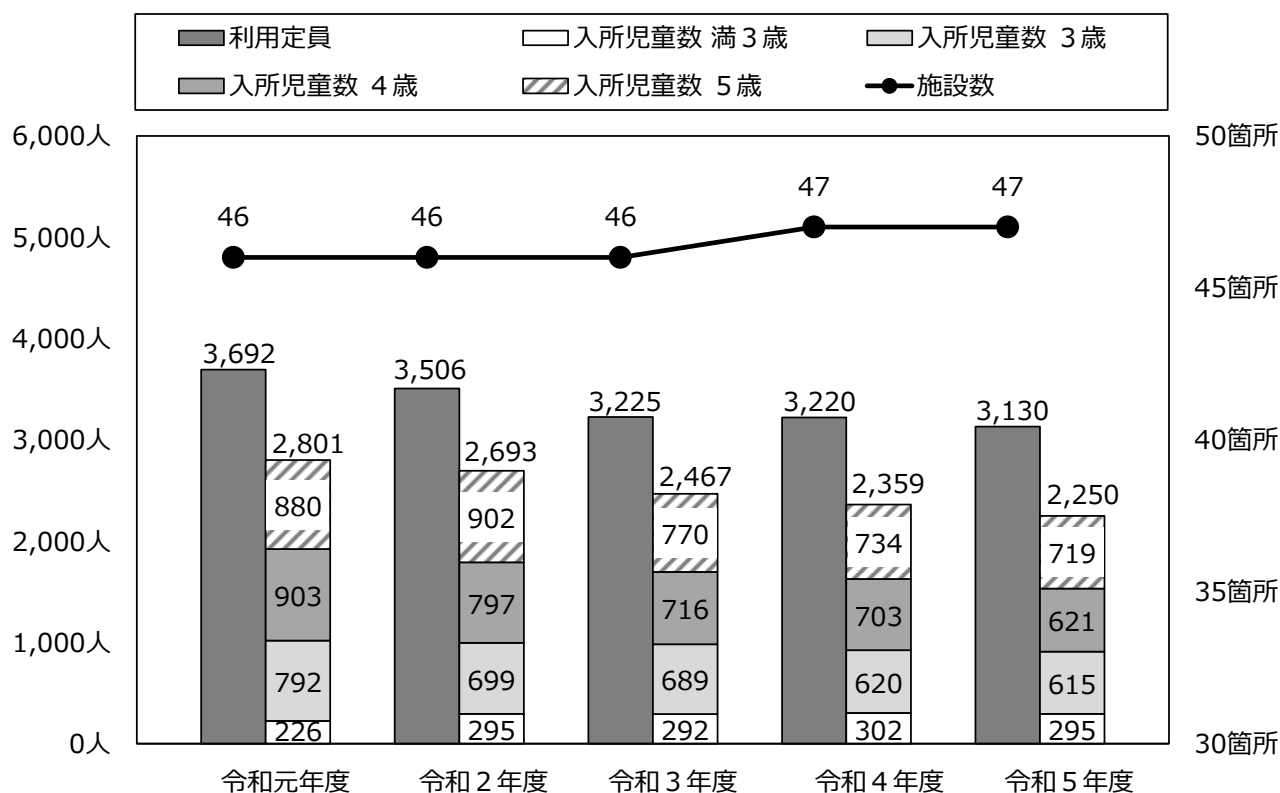


資料：佐賀市保育幼稚園課（利用定員・施設数：各年度3月31日時点、入所児童数：各年度3月1日時点）

(3) 幼児教育施設の状況

佐賀市には47箇所（公立：1・私立：12・認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）：33・国立大学附属：1）の幼児教育施設があり、入園児童数は令和5年度で2,250人となっています。定員に対する入園児童数の割合は各年度7割台で推移しています。

[幼稚園入園児童数の推移]

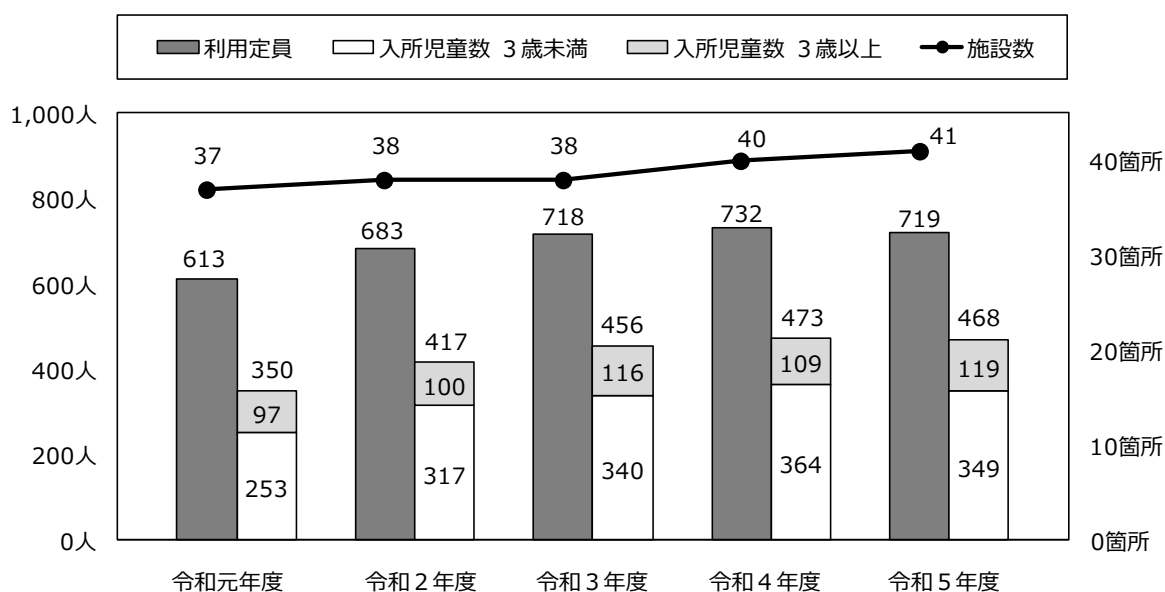


資料：佐賀市保育幼稚園課（利用定員・施設数：各年度3月31日時点、
入園児童数：各年度3月1日時点、私学助成分のみ5月1日時点）

(4) 認可外保育施設の状況

佐賀市には41箇所の認可外保育施設（企業主導型保育施設14箇所、企業主導型保育施設以外27箇所。幼稚園型認定こども園の保育所機能部分は含まない。）があり、入所児童数ともに増加傾向にあります。

[入所児童数等の推移]



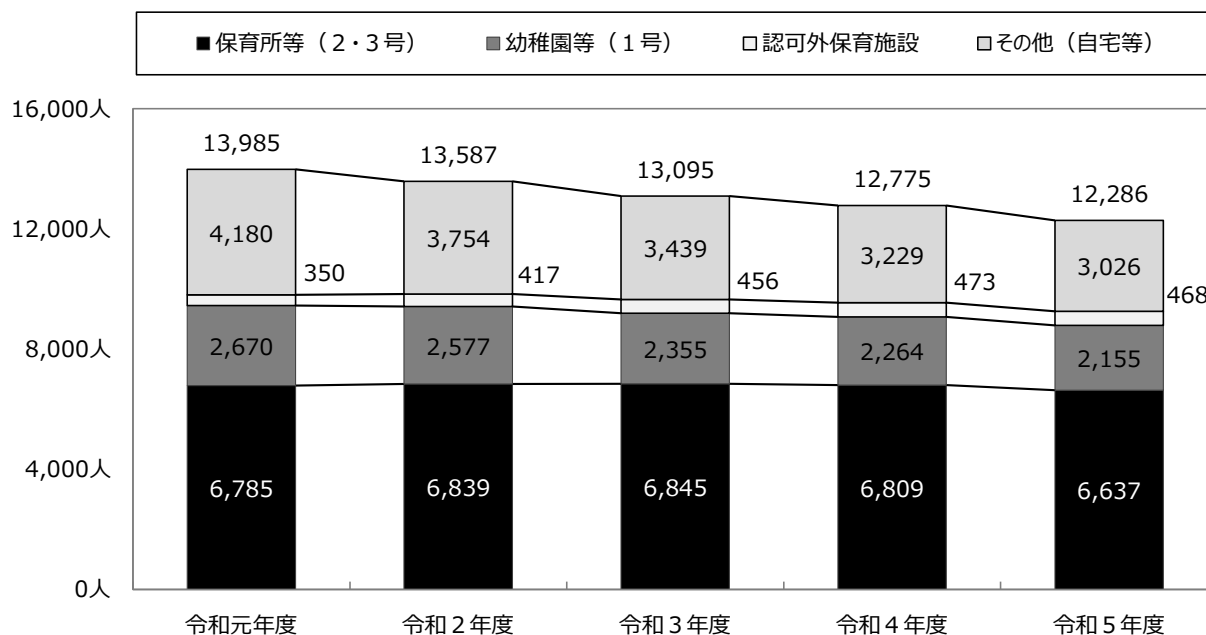
資料：佐賀市保育幼稚園課（各年度9月1日時点、令和5年の認可外保育施設のみ12月1日時点）

(5) 就学前児童の保育等の状況

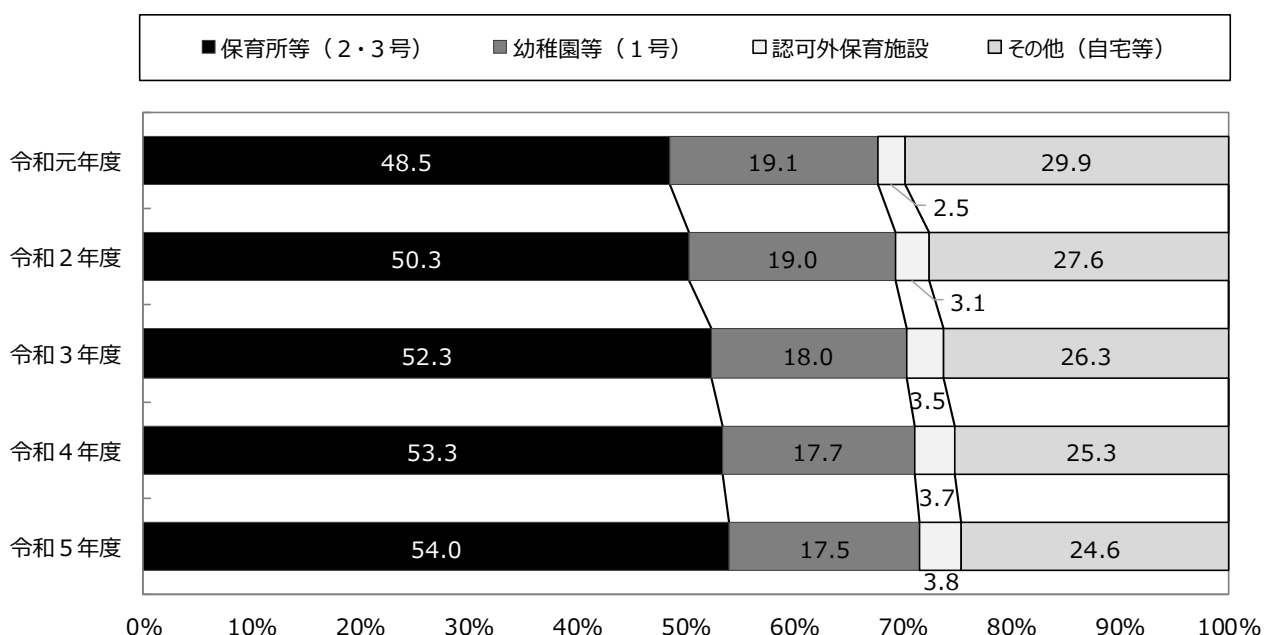
佐賀市における就学前児童数は、減少傾向にあります。

就学前児童の保育等の状況の推移をみると、認可外保育施設の利用児童数が増加傾向にあり、幼稚園等の利用児童数は減少傾向にあります。また、その他（自宅等）の割合が年々減少傾向にあります。

[就学前児童の保育等の状況]



[就学前児童の保育等の状況 (構成比)]



資料：佐賀市保育幼稚園課（各年度3月31日時点、幼稚園（私学助成）の児童数のみ5月1日時点）

(6) 放課後児童クラブの状況

佐賀市における放課後児童クラブ実施校区は、令和2年から令和6年の5年間で増減はなく、支援単位数は増加傾向にあります。登録児童数は一貫して増加を続け、5年間で644人増加しています。

[放課後児童クラブの状況]

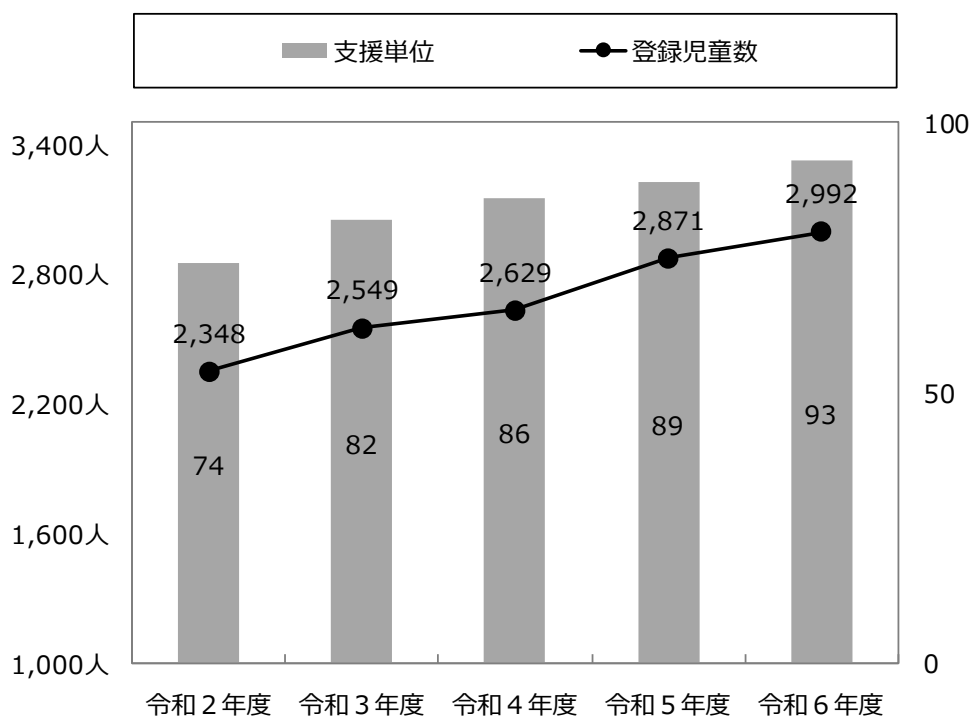
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校区)	36	36	36	36	36
実施校区	35	35	35	35	35
支援単位	74	82	86	89	93

※佐賀大学教育学部附属小学校を含む。

※支援単位…「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度から導入したもの。

佐賀市では、1単位を構成する児童の数はおおむね40人以下としている。

[放課後児童クラブの登録児童数及び支援単位の状況]



資料：佐賀市子育て総務課（各年度4月1日時点）

4 保育施設の待機児童の推移

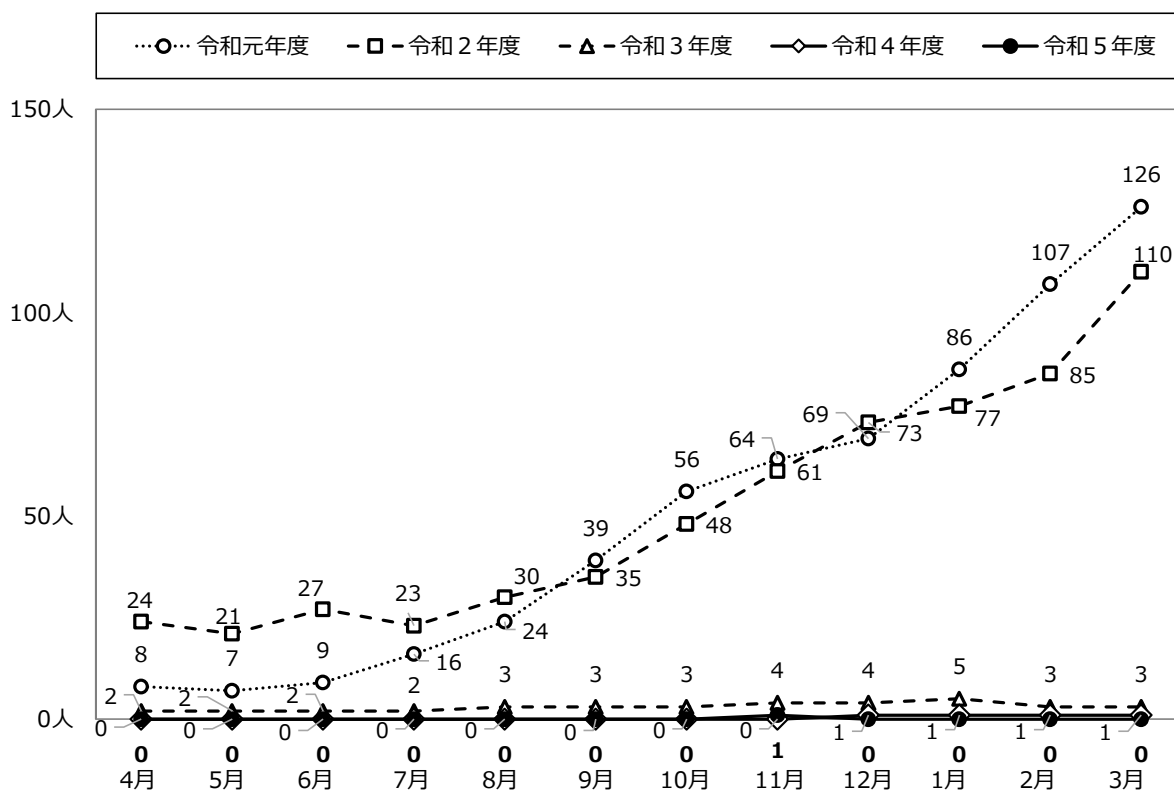
待機児童及び園指定待機児童※は年間の傾向として、年度初めの4月に最も少なく、それから増加していき年度末に最も多くなる傾向にあります。これは、0歳児以外の場合は4月入所申込が多くを占め、一方、0歳児については育児休業明けなどで随時申込が増加していくためです。

佐賀市では、定員増等による待機児童への対応を図ってきたことにより、令和4年度からは年間を通してほぼ0人となっています。

また、国の指針に合わせ、きょうだい児を待機児童としていたものから、園指定待機児童に改めたことにより、令和3年度以降の園指定待機児童の数は令和2年度までと比較して増加しております。

※園指定待機児童とは、特定の保育所等を希望することで、他の園に入所せずに待機している児童のこと。

[待機児童の推移]

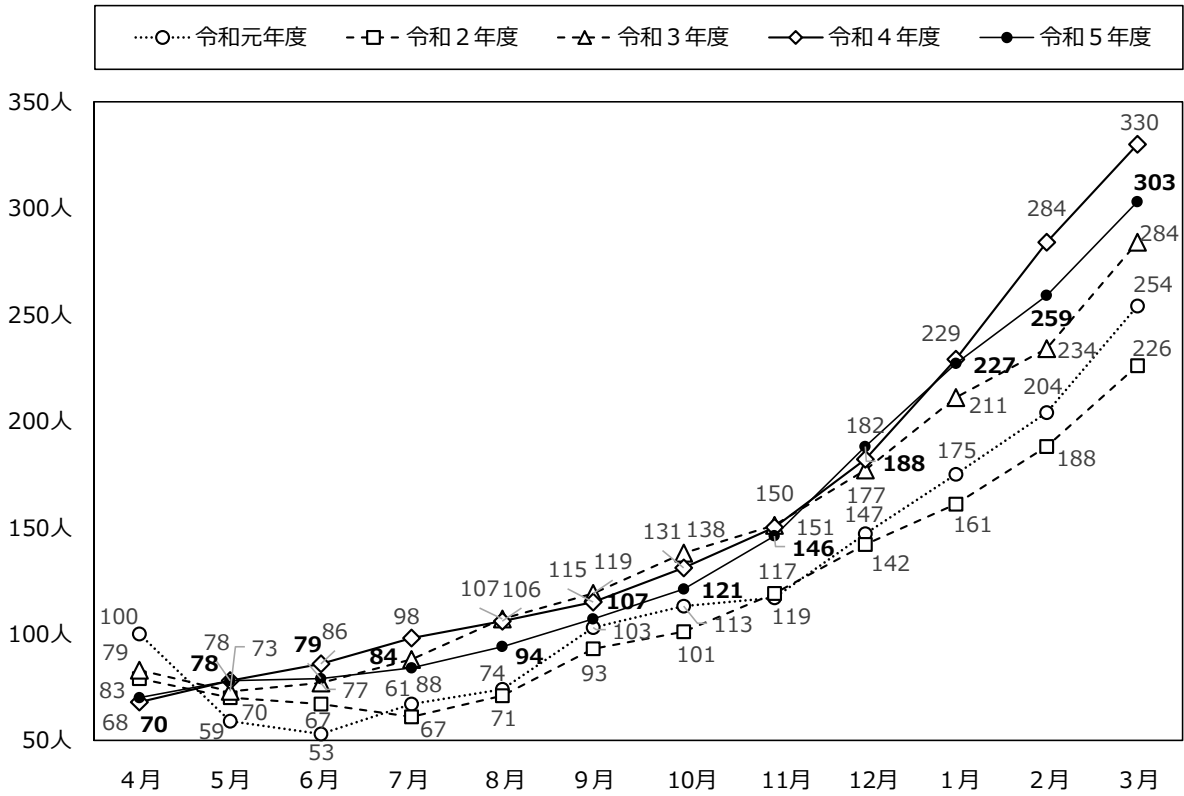


(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度	8	7	9	16	24	39	56	64	69	86	107	126
令和2年度	24	21	27	23	30	35	48	61	73	77	85	110
令和3年度	2	2	2	2	3	3	3	4	4	5	3	3
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

資料：佐賀市保育幼稚園課

[園指定待機児童の推移]



(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度	100	59	53	67	74	103	113	117	147	175	204	254
令和2年度	79	70	67	61	71	93	101	119	142	161	188	226
令和3年度	83	73	77	88	107	119	138	151	177	211	234	284
令和4年度	68	78	86	98	106	115	131	150	182	229	284	330
令和5年度	70	78	79	84	94	107	121	146	188	227	259	303

資料：佐賀市保育幼稚園課

第3章 佐賀市のこどもや子育てを取り巻く課題

本計画の策定にあたって実施した意識調査から、以下のような課題があがっています。
 今後は、このような課題を踏まえながら、家庭・地域・職場など社会全体が一体となって子育て支援を進めていくことが必要となります。

1 子育ての環境

佐賀市の核家族世帯の推移についてみると、平成12年から令和2年にかけて核家族世帯数は増加傾向にあります（第2章 1人口・世帯の状況 (3)世帯構成の推移 参照）。

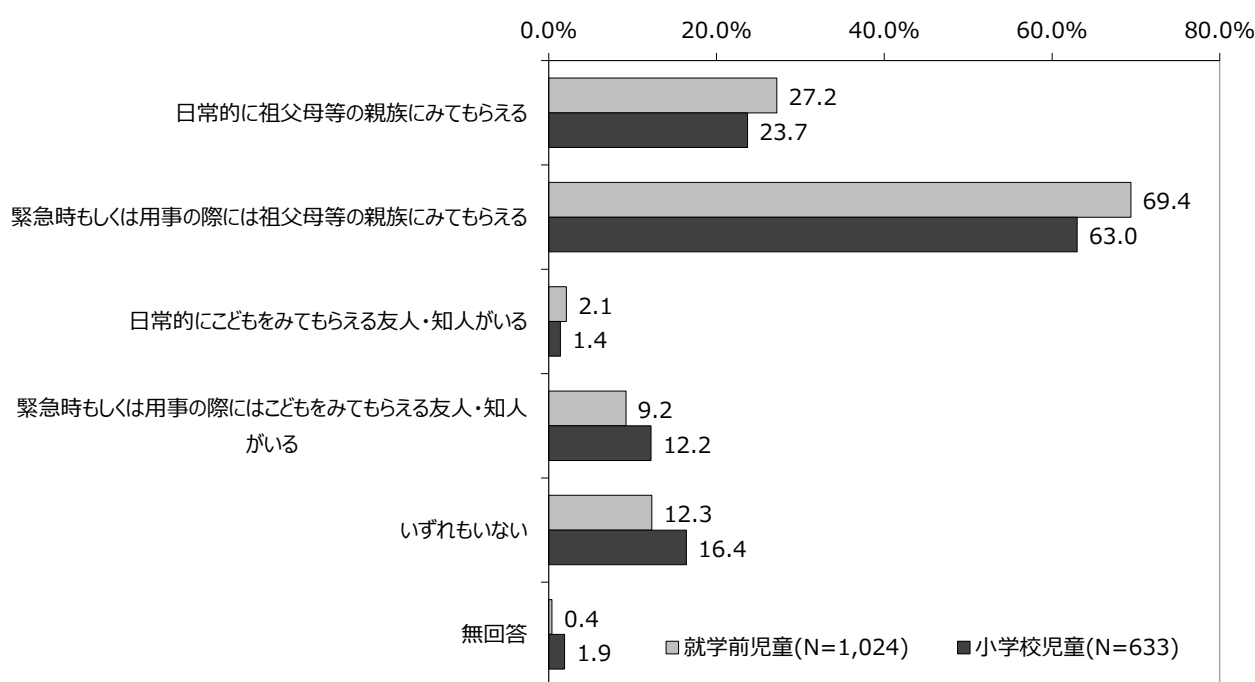
子どもを親族、友人・知人の誰にもみてもらうことができない、身近に気軽に相談する人が誰もいないなど、子育てに不安や孤独感のある保護者がわずかながら見られます。

教育・保育施設を利用するこどもの家庭をはじめ、在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭の不安や悩み、孤立感の解消を図る支援とあわせて、早期発見・早期対応の仕組みづくりが求められます。

(1) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(69.4%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(27.2%)、「いずれもない」(12.3%)となっています。

小学校児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(63.0%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(23.7%)、「いずれもない」(16.4%)となっています。



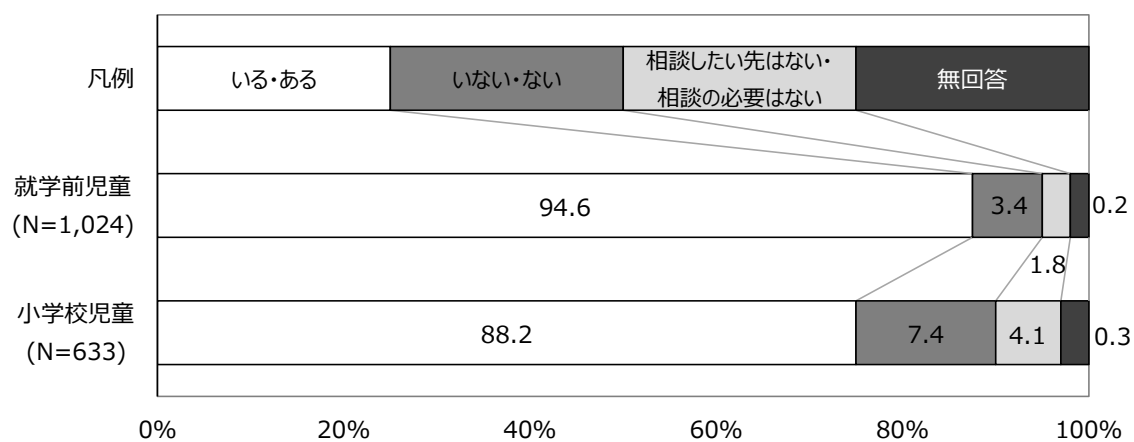
(複数回答)

資料：本計画策定に係る意識調査

(2) 子育て（教育）をする上で気軽に相談できる人・場所の有無

就学前児童の保護者では、「いる・ある」(94.6%)が最も多く、次いで「いない・ない」(3.4%)、「相談したい先はない・相談の必要はない」(1.8%)となっています。

小学校児童の保護者では、「いる・ある」(88.2%)が最も多く、次いで「いない・ない」(7.4%)、「相談したい先はない・相談の必要はない」(4.1%)となっています。

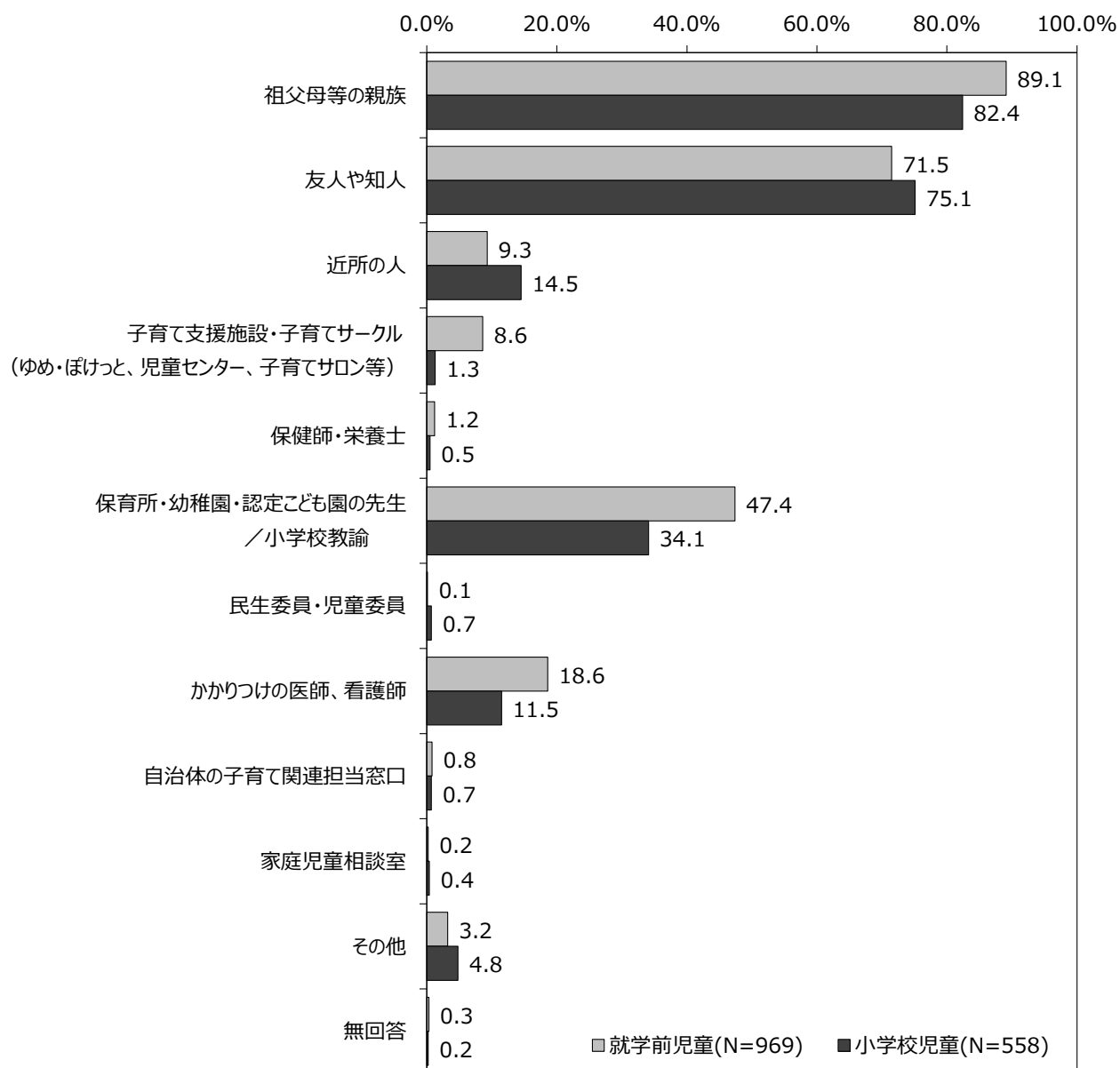


資料：本計画策定に係る意識調査

(3) 子育て（教育）上の相談先

就学前児童の保護者では、「祖父母等の親族」(89.1%)が最も多く、次いで「友人や知人」(71.5%)、「保育所・幼稚園・認定こども園の先生」(47.4%)となっています。

小学校児童の保護者では、「祖父母等の親族」(82.4%)が最も多く、次いで「友人や知人」(75.1%)、「小学校教諭」(34.1%)となっています。



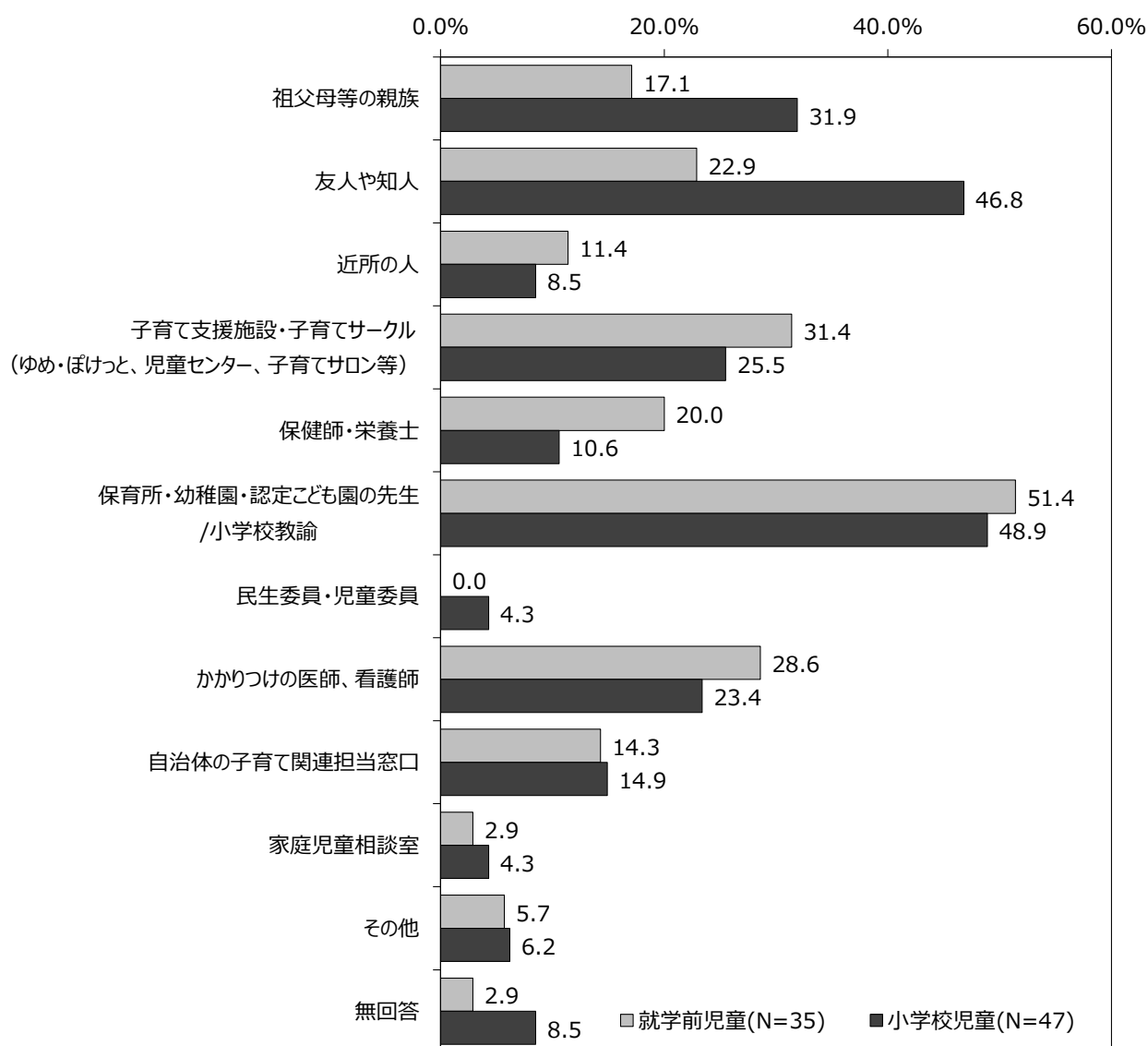
(2) で「いる・ある」と回答した保護者の回答

資料：本計画策定に係る意識調査

(4) 子育て（教育）に関して希望する相談先

就学前児童の保護者では、「保育所・幼稚園・認定こども園の先生」(51.4%)が最も多く、次いで「子育て支援施設・子育てサークル（ゆめ・ぼけっと、児童センター、子育てサロン等）」(31.4%)、「かかりつけの医師、看護師」(28.6%)となっています。

小学校児童の保護者では、「小学校教諭」(48.9%)が最も多く、次いで「友人や知人」(46.8%)、「祖父母等の親族」(31.9%)となっています。



(2) で「いない・ない」と回答した保護者の回答

資料：本計画策定に係る意識調査

2 子育てに対する意識

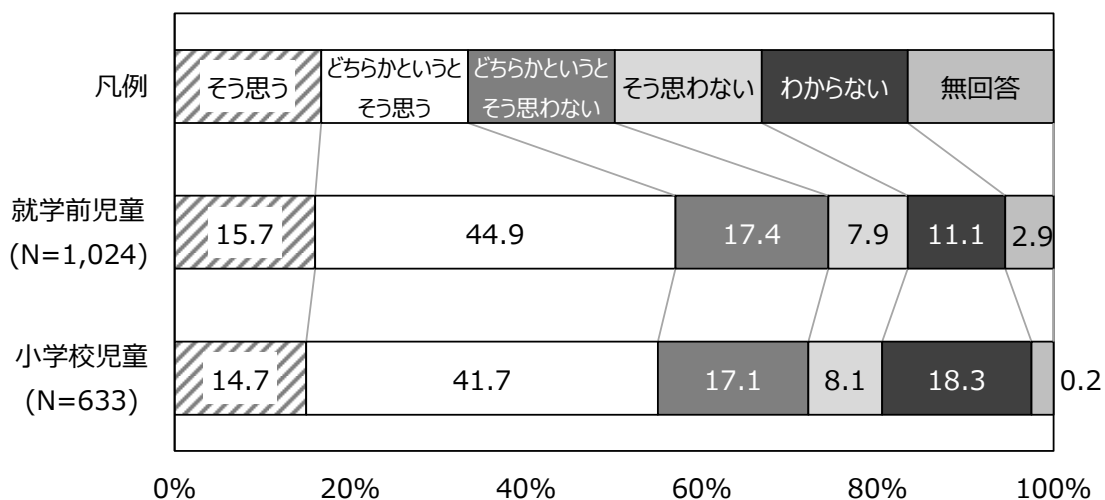
意識調査で、子育てに関する日常の悩みや気になることについて尋ねたところ、「病気や発育・発達に関すること」、「こどもの教育に関すること」等の割合が高いことがうかがえます（28頁、29頁参照）。

支援を必要とするこどもや、困難を抱えた家庭のこどもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮をすることや、こどものライフステージにあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。

また、子育て世帯が多様なサービスを利用しながら安心して暮らしていけるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上が必要です。特に、支援が必要な家庭に対しては、相談窓口をはじめ、子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図り、切れ目のない支援が求められます。

（1）佐賀市における子育てのしやすさ

就学前児童の保護者、小学校児童の保護者のいずれも佐賀市において子育てがしやすいと「思う人」は60%程度、「思わない人」は25%程度となっています。

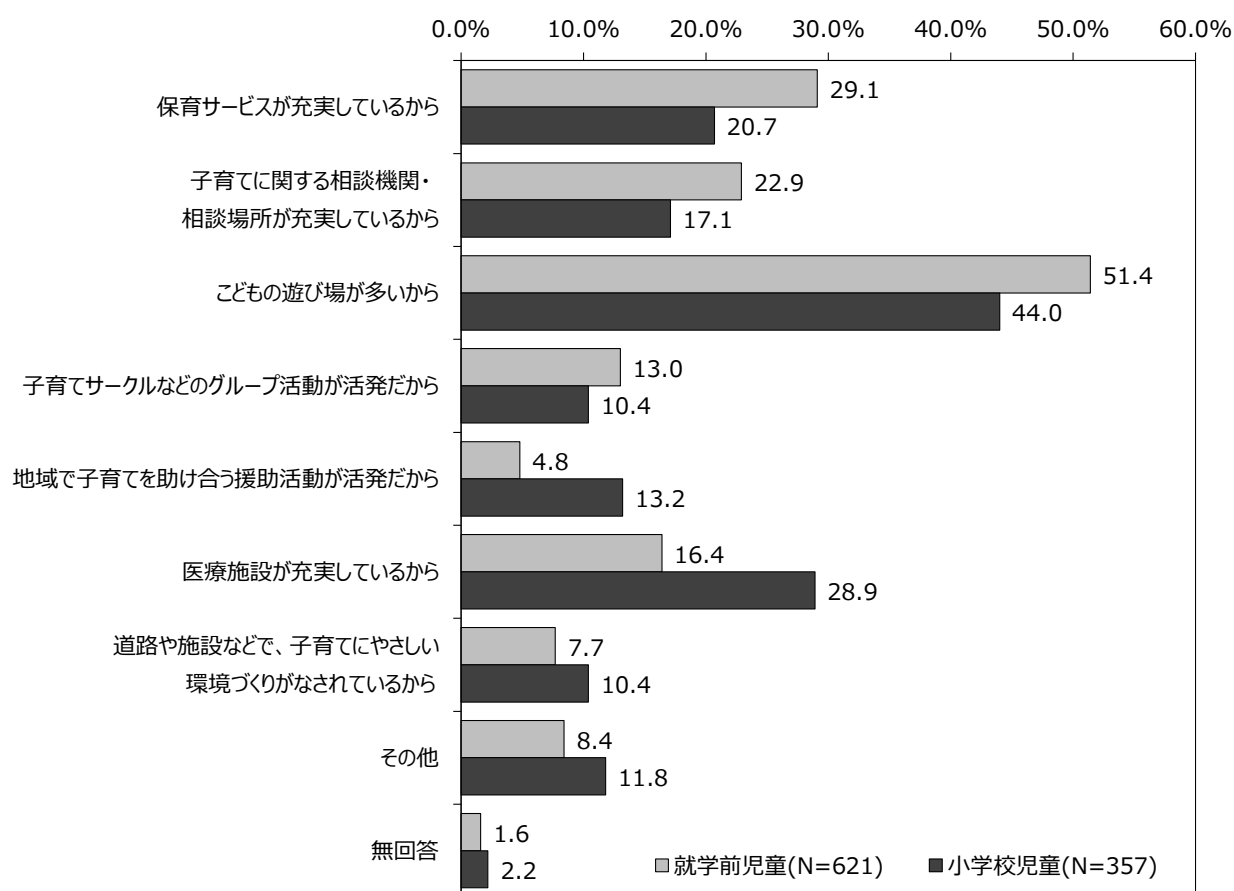


資料：本計画策定に係る意識調査

(2) 子育てしやすいまちだと思える理由

就学前児童の保護者では、「こどもの遊び場が多いから」(51.4%)が最も多く、次いで「保育サービスが充実しているから」(29.1%)、「子育てに関する相談機関・相談場所が充実しているから」(22.9%)となっています。

小学校児童の保護者では、「こどもの遊び場が多いから」(44.0%)が最も多く、次いで「医療施設が充実しているから」(28.9%)、「保育サービスが充実しているから」(20.7%)となっています。



(1) で「そう思う」、「どちらかというと思う」と回答した保護者の回答

資料：本計画策定に係る意識調査

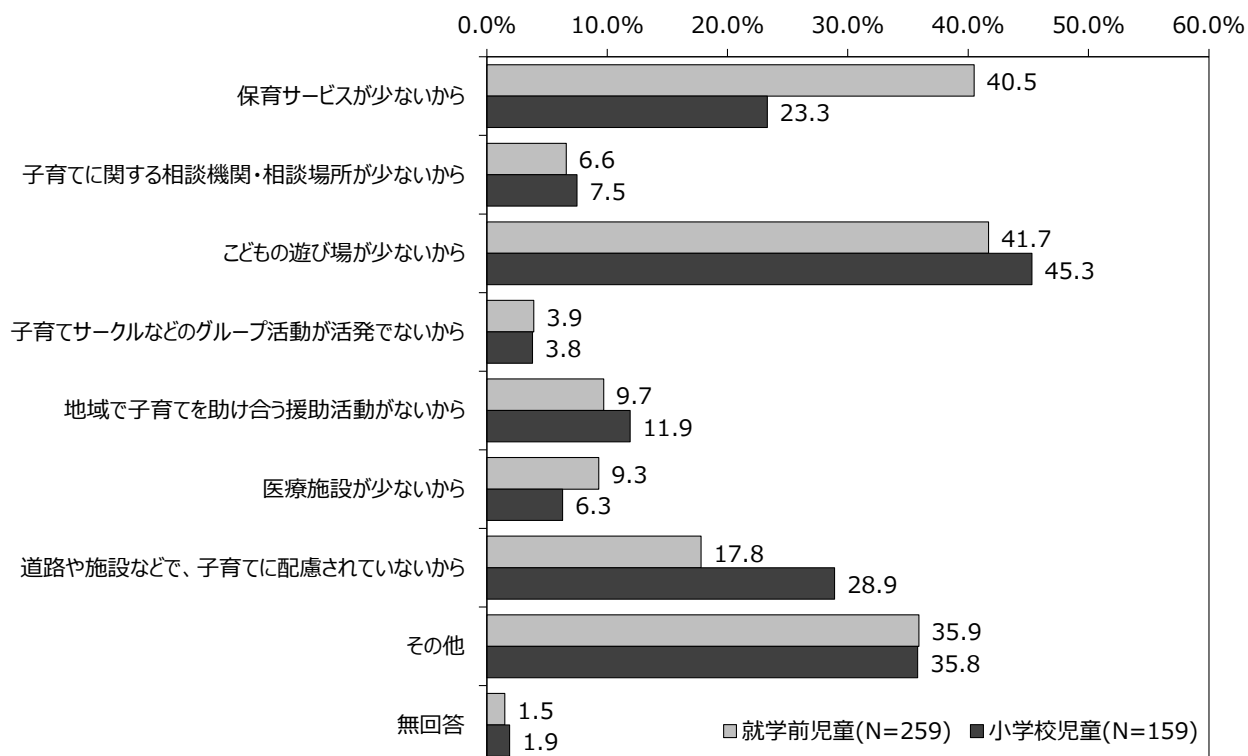
(3) 子育てしやすいまちではないと思う理由

就学前児童の保護者では、「こどもの遊び場が少ないから」(41.7%)が最も多く、次いで「保育サービスが少ないから」(40.5%)、「その他」(35.9%)となっています。

「その他」の回答では「こども医療費が完全に無償化されていないから」、「多胎児に対する支援が少ないから」、「病児保育施設が少ないから」等の意見がありました。

小学校児童の保護者では、「こどもの遊び場が少ないから」(45.3%)が最も多く、次いで「その他」(35.8%)、「道路や施設などで、子育てに配慮されていないから」(28.9%)となっています。

「その他」の回答では「調剤に係るこども医療費が無償ではないから」、「放課後児童クラブの利用料が高いから」、「他都市に比べ子育て支援が少ないから」等の意見がありました。

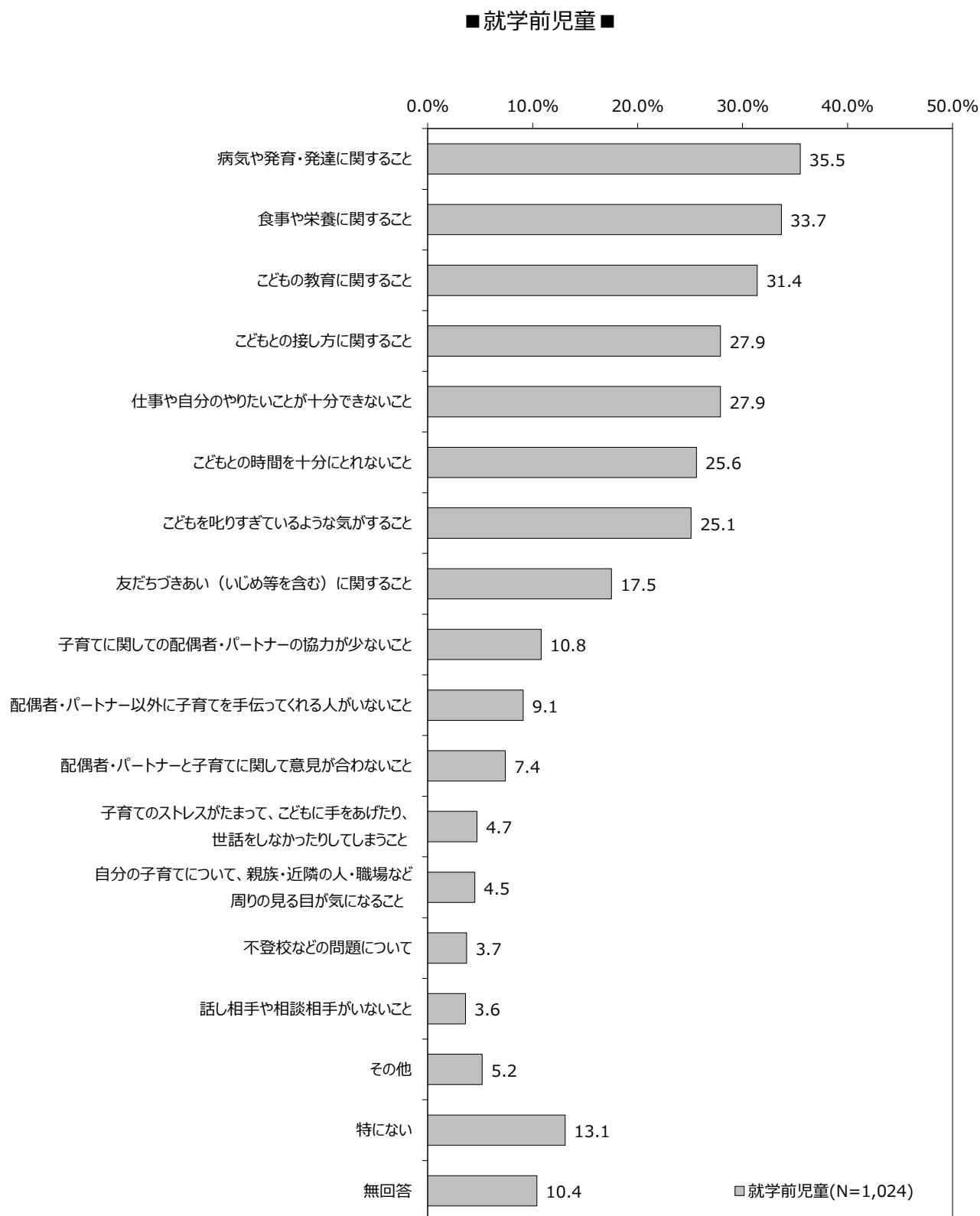


(1) で「どちらかというと思わない」、「そう思わない」と回答した保護者の回答

資料：本計画策定に係る意識調査

(4) 子育てに関して日常悩んでいること、気になること

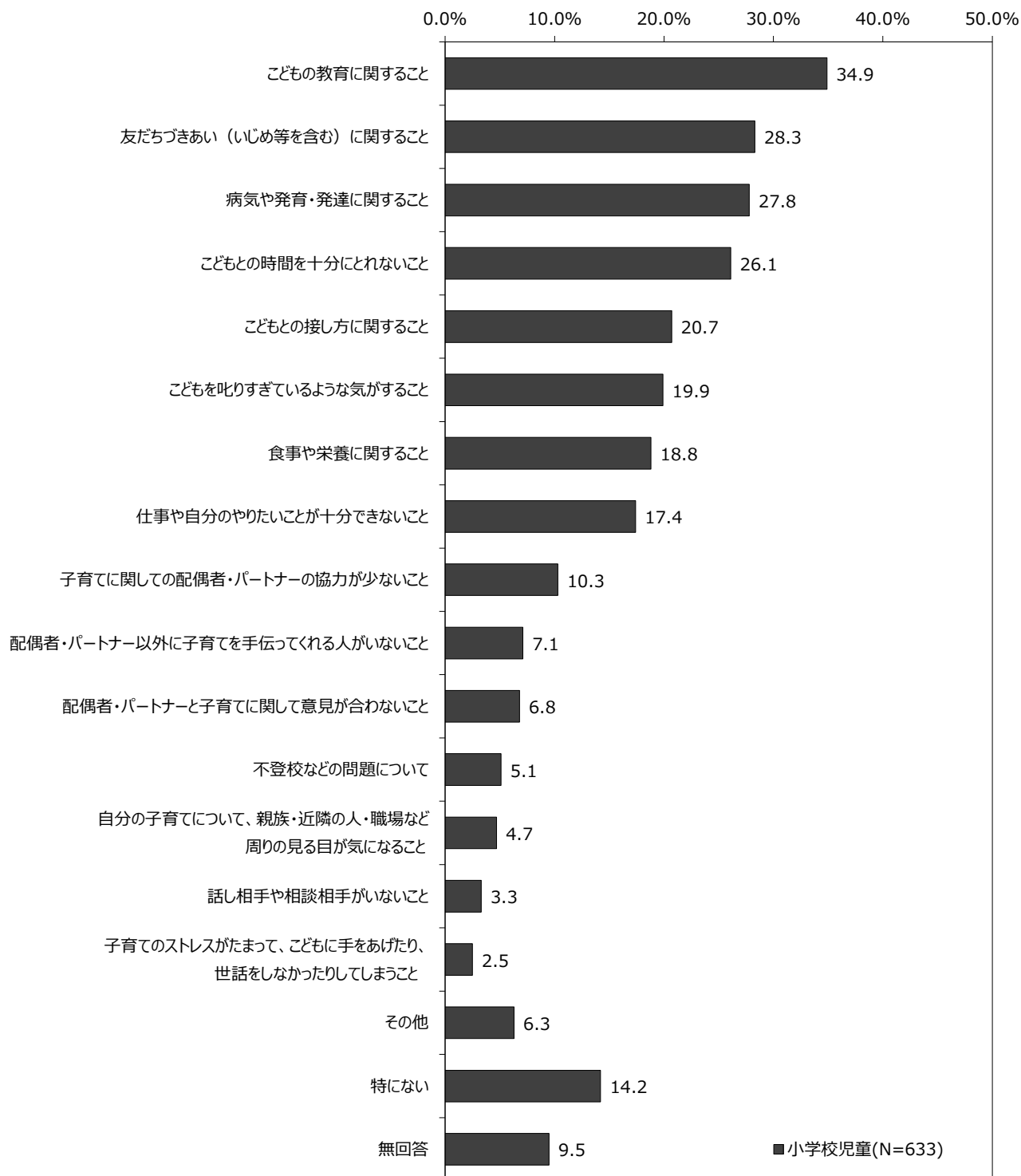
就学前児童の保護者では、「病気や発育・発達に関すること」(35.5%)が最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」(33.7%)、「こどもの教育に関すること」(31.4%)となっています。



資料：本計画策定に係る意識調査

小学校児童の保護者では、「こどもの教育に関すること」(34.9%)が最も多く、次いで「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」(28.3%)、「病気や発育・発達に関すること」(27.8%)となっています。

■ 小学校児童 ■



資料：本計画策定に係る意識調査

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子育ての基本は家庭であることから、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的認識のもと、佐賀市の特性を活かし、子どもだけでなく親も共に育っていけるような環境を整備し、子どもの幸せを第一に考え、家庭と地域や職場など社会全体が一体となって子育てを支えていく佐賀市を目指し、この計画の理念とします。



子ども親も 心豊かに 共育ち

家庭・地域・社会で育む

こどもの笑顔

2 基本目標

基本理念に基づき、こども・家庭・社会環境・地域などがそれぞれの責務を認識し、子育ての意義について理解が深められるよう、次の基本目標を掲げます。

○こどもがたくましく健やかに育つ環境づくり

子育て支援サービス等の影響を受けるのは、多くはこども自身であることから、こどもの幸せを願い、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。

サービスの量と質の確保に加え、家庭ごとの特性や多様なニーズに対応できるような柔軟な取組や、社会的養護が必要なこどもや家庭への支援を行うことで、すべてのこどもがたくましく健やかに育つことを目標とします。

また、こどもは次代の親となります。豊かな人間性と社会性を育み自立した家庭を持つことができるような環境づくりを目標とします。

○子育ての誇りと喜びを実感できる家庭づくり

子育ては家庭で行われるというのが基本です。保護者が、こどもと一緒に笑顔と会話であふれ、子育ての喜びが感じられる家庭をつくってもらうことを目標とします。

○子育てへの理解と協力ができる社会づくり

仕事と家庭の両立や、男性の積極的な育児参加には、企業を含めた地域社会の理解が必要であり、親だけでなく社会全体で協力してすすめていくという認識が必要です。また、妊婦や幼児が安心して外出したり遊んだりできるような環境の整備や、仕事と生活の調和が実現できるような取組みを進め、ライフステージに応じた切れ目のない取組みを行い、子育てにやさしい社会づくりを目標とします。

○お互いに声をかけ合い、支え合う地域づくり

地域には、育児経験豊富な人材や地域に貢献したい方も多く、加えて地域に受け継がれる伝統文化があります。隣近所など地域の密接なつながりによりみんなで声をかけ合い、次代を担うこどもの成長や、こどもを育成する家庭を地域全体で支援し、子育て機能を再生する地域関係づくりを目標とします。

第 5 章 施策の展開

1 基本理念の実現に向けたそれぞれの取組

基本理念の実現に向け、6つの基本施策に沿って以下の取組を進めます。

基本施策1 地域における子育て・親育ちへの支援

《基本事業1》 家庭教育への支援の充実

【事業の方向性】

家庭における子育て等の知識を高め、家庭教育支援の取組を行います。

子育てに関する講座等の開催や子育て情報誌の発行など、子育てに関する教育や子育て支援サービス等の情報提供を行うとともに、子育て中の保護者たちが交流し、子育ての情報や悩みを共有する場として、子育てサークルや子育てサロンの充実を図ります。

【事業の項目】

- 子育てに関する講座の開催
- 子育てに関する情報の提供
- 子育てサークルや子育てサロンの充実
- 「なかまほいく」の実施

《基本事業2》 保育サービスの充実

【事業の方向性】

こどもの幸せを第一に考え、子育て家庭が地域の中で、子育てに喜びを感じながら安心して子育てができるよう、生活実態や意向を十分に踏まえた保育サービスを提供します。

また、国際化の進展に伴い海外から帰国したこどもや外国人のこどもなど、国籍を問わず、文化的言語的に多様な背景を持つこども、いわゆる外国につながるこどもが増加している現状を踏まえ、関係機関と連携し、提供する情報を充実させるなど、外国につながるこどもや保護者に対して丁寧な支援に取り組みます。

子ども・子育て支援新制度は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質と量を充実させようとするものです。第6章の事業計画にこれらの量の見込みを掲げますが、保育所等の保育事業や放課後児童クラブ事業等の保育サービス、市民同士の相互支援であるファミリー・サポート・センター事業等を実施するとともに、地域との交流事業や教育・保育従事者への研修実施等、保育サービスの質の向上に努めます。

【事業の項目】

- 未就学児・小学生を対象とした保育の実施
- 病気のこどもを対象とした保育の実施
- 市民相互により子育てを支援する取組
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等における異年齢者との交流
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等の職員を対象とした研修会等の実施
- 利用者支援の実施
- 子育てのための施設等利用給付の実施

《基本事業3》 子育てを地域全体で支える環境づくり

【事業の方向性】

「子どもへのまなざし運動」を、家庭、地域、企業等、学校等そして行政が一体となって取り組めるよう、広く市民へ周知・啓発を図り、全ての大人が関わって子育てを支える意識を醸成します。

また、地域の関係団体と行政が協働して子育てを支援する関係づくりに努め、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の関係団体と連携して、こどもの健全育成や子育て支援の取組を進めます。

そして、「現在から将来にわたり全てのこどもたちが夢や希望を持てる社会」を目指してこどものライフステージに応じた支援に努めるとともに、地域におけるこどもの居場所づくりを推進し、地域で見守り支え合う子育て支援を推進します。

【事業の項目】

- 「子どもへのまなざし運動」
- 地域の関係団体による子育て支援
- 市民との協働を進める取組
- 地域における人材育成
- こどもの居場所づくりの推進

《基本事業4》 地域における児童の健全育成

【事業の方向性】

児童センター（児童館）、公民館、学校等の社会資源を活用し、講座や遊び場を提供します。

また、民生委員児童委員協議会、地域ボランティア、子ども会、自治会等の地域の関係団体と連携を図りながら、地域における世代間交流や体験活動の開催等、児童健全育成の活動を推進します。

また、国の「放課後児童対策パッケージ」を活用し、放課後のこども達にとって適切な生活の場となるよう質の向上や施設の整備を進めます。

【事業の項目】

- 児童の遊び場・居場所の提供
- 児童の健全育成活動の実施
- 放課後子ども教室の実施

基本施策2 こどもの生きる力を育む環境の充実

《基本事業1》 幼児教育の充実

【事業の方向性】

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、保育所、幼稚園等を通じた幼児教育全体の質の向上を図るため、環境を整備するとともに保育所、幼稚園等の職員を対象とした研修会や研究会を開催し、教育・保育従事者の資質向上に努めます。

また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、こどもの育ちや学びの連続性を確保するため、保育所、幼稚園等から小学校へ進級する際の幼保小連携プログラムの実践や合同研修等を行います。

【事業の項目】

- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等における未就学児を対象とした教育
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等の職員を対象とした研修会等の実施
- 幼保小の接続期における教育推進
- 子育てのための施設等利用給付の実施

《基本事業2》 確かな学力の向上

【事業の方向性】

社会環境が大きく変化する中、こどもたちが主体的に生きていくことができる力を育むため、こども同士が学び合い、多様な考え方に触れながら学んだ知識をもとに主体的に判断し、課題解決や新たな価値を生み出していく力を育みます。

【事業の項目】

- 確かな学力の向上に向けた指導の充実
- 教職員の資質向上
- 地域とともにある学校づくり

《基本事業3》 豊かな心の育成

【事業の方向性】

こどもの豊かな心を育むため、地域や学校での道徳教育や情操教育を進めるとともに、こどもの自主性や協調性の向上に向けて、キャンプ等の自然体験、野外体験の機会の提供に努めます。

また、差別・偏見などの「心のバリア」をなくし、命の大切さを学ぶための人権教育や世代間交流を進めるとともに、異年齢児とのふれあいや学校での性に関する教育をとおして次代の親として意識の醸成を図ります。

【事業の項目】

- 学校や地域での道徳教育、人権・同和教育の推進
- 郷土学習や伝統文化を体験する機会の提供
- 本とのふれあい
- 自然体験や野外体験の機会の提供
- 次代の親の育成の取組
- 環境教育の推進

《基本事業4》 健やかな体の育成

【事業の方向性】

スポーツ少年団や少年スポーツ大会等、こどものスポーツへの参加をとおして、こどもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を育成し、体力向上や心身の健全な成長を図ります。

【事業の項目】

- スポーツ活動への参加の促進
- スポーツに親しむ機会の提供

《基本事業5》 いじめ・非行の防止や不登校児を支える体制づくり

【事業の方向性】

いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、スクールカウンセラー等の配置、相談窓口の設置など専門的な相談体制の強化を図るとともに、地域での街頭見守り活動をはじめ、学校、家庭、地域及び関係機関による連携した取組を進めます。

【事業の項目】

- 専門的な相談体制の充実
- 非行・被害防止に関する取組
- 有害環境対策の推進
- 関係機関と連携した取組

基本施策3 支援を要するこどもや家庭を支える取り組みの推進

《基本事業1》 要保護児童対策の充実

【事業の方向性】

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のために、関係機関（児童相談所、警察、地域団体（民生委員児童委員協議会、母子保健推進員等）、小・中学校、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等）との連携強化を図るとともに、子育て家庭からの気軽な相談や、児童虐待などの専門性と継続的支援が必要な相談にも対応できる体制を整備します。

また、関係機関への研修や市民への啓発を行います。

【事業の項目】

- 関係機関との情報共有と連携強化
- 相談・支援体制の充実
- 関係機関の対応力向上の取組
- 早期発見・予防のための取組

《基本事業2》 ひとり親家庭への支援

【事業の方向性】

ひとり親家庭の子育てや家計の負担に配慮して策定した「佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画」に基づき、個々の家庭の状況やニーズに応じたきめ細かな福祉サービスを展開するとともに、必要なときに必要な情報や支援が提供される環境整備を進めます。

【事業の項目】

- 相談機能の強化・情報提供の充実
- 環境変化に対するサポートの充実
- 子育て・生活支援の充実
- 就業支援体制の確立
- 養育費の確保の推進等
- 経済的支援の推進

《基本事業3》 障がいのある子どもと家庭への支援

【事業の方向性】

保育所等や放課後児童クラブでの障がいのある子どもを対象とした保育サービスの実施や、障がいのある子どもの学習の理解や学校への適応など健全な発達を支援するための教育支援の取組を進めるとともに、教育にかかる経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費を助成します。

また、障がいのある子どもや家庭からの相談に応じ、情報提供や必要な支援を行います。

そして、障がい児が、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援が受けられるよう、関連機関による協議の場を設けるなど、各機関の連携強化を図ります。

【事業の項目】

- 障がいのある子どもを対象とした保育の実施
- 相談体制の充実
- 障がいのある子どもの自立支援の取組
- 教育にかかる経済的負担の軽減

《基本事業4》 子育てにかかる経済的負担の軽減・経済格差対策の推進

【事業の方向性】

児童手当の支給や医療費の助成等により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

また、人材育成の根幹となる幼児教育、義務教育段階において、家庭の経済力の差により、子どもの学びや育ちが十分に保障されない状況にならないよう、就学にかかる経費の援助等、必要な支援を行います。

【事業の項目】

- 手当の支給
- 医療にかかる経済的負担の軽減
- 教育・保育にかかる経済的負担の軽減

基本施策 4 親子の健康の確保・増進

≪基本事業1≫ 妊娠期からの切れ目ない親子の健康づくり

【事業の方向性】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期をとおして、親子の健康の確保や親の育児不安の解消を図るための取組を進めます。

妊産婦や乳幼児の健康診査、産後の支援、乳幼児のいる家庭への訪問指導等を行うとともに、むし歯の予防に向けた取組を行います。

また、必要な方には助産施設での助産やサポートママの派遣などの出産時の支援、乳幼児期の親子のふれあいや親同士の仲間づくりのための取組を行います。

【事業の項目】

- 健康診査の実施
- 訪問指導の実施
- 相談体制の充実
- 産後ケアの実施
- 親子の交流の場の提供
- むし歯の予防に向けた取組
- 家事・育児支援サービスの提供
- 出産にかかる経済的負担の軽減
- 給付金の支給

≪基本事業2≫ 食生活を見直し、健康的な生活を送るための支援

【事業の方向性】

正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を図るとともに、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりに向け、食に関する教育を行います。

【事業の項目】

- 食に関する教育の実施

≪基本事業3≫ 救急医療の確保における小児医療の充実

【事業の方向性】

こどもの緊急な疾病時において適切な診療を受けることができるよう、休日夜間こども診療所の運営等、救急医療を確保することで小児医療体制の充実につなげていきます。

【事業の項目】

- 緊急時の医療体制の充実

基本施策5 仕事と家庭との両立の推進

《基本事業1》 働きながら子育てすることへの理解

【事業の方向性】

「仕事と生活の調和」の実現に向け、労働者、事業主、地域社会の理解や合意形成を促進するために、広報や啓発を行います。

労働者に対しては、性別による役割についての固定化した考え方を解消し、一人ひとりが自分の望む「仕事と生活の調和」を実現できる社会に向けた意識を醸成します。

事業主に対しては、労働者の希望する「仕事と生活の調和」の実現を支援する制度や環境づくりに向けた啓発を行います。また、地域社会に対しては、働きながら子育てをする家庭を理解し、支援する意識の醸成に向けた啓発を行います。

【事業の項目】

- 広報・啓発の取組

《基本事業2》 保育サービスの充実（再掲）

【事業の方向性】

働きながら子育てをする家庭において、「仕事と生活の調和」について誰もが自分が希望する生き方を実現できるよう、仕事と子育ての両立を推進する環境を整備し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

保育サービスについては、こどもの幸せを第一に考え、働きながら子育てをする家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた保育サービスを提供します。

保育所等の保育事業や放課後児童クラブ事業等の保育サービス、市民同士の相互支援であるファミリー・サポート・センター事業等を実施するとともに、地域との交流事業や教育・保育従事者への研修実施等、保育サービスの質の向上に努めます。

【事業の項目】

- 未就学児・小学生を対象とした保育の実施
- 病気のこどもを対象とした保育の実施
- 市民相互により子育てを支援する取組
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等における異年齢者との交流
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等の職員を対象にした研修会等の実施
- 利用者支援の実施
- 子育てのための施設等利用給付の実施

基本施策6 こどもの安全確保と子育てに適した生活環境の整備

《基本事業1》 良好な居住環境・生活環境等の確保・整備

【事業の方向性】

こどもや妊婦等における、歩道や公共施設等の利便性を高めるとともにバリアフリー化の推進を図ります。

また、こどもが安全に遊ぶことができる公園の整備・管理を行います。

そのほか、子育て世帯が安心して子育てができる住環境の確保に向けた取組を行います。

【事業の項目】

- 歩道や施設の利便性の向上・バリアフリー化の推進
- 安全な公園の整備
- 安心して子育てができる住宅の供給

《基本事業2》 交通安全を確保する取組

【事業の方向性】

各地区での交通安全指導員による街頭指導や、小中学校や保育所、幼稚園等で交通安全教室を実施するなど、交通安全に関する啓発を行い、事故防止に努めます。

また、事故の危険性の高い通学（園）路や園外活動の移動経路について、安全・安心に歩行できるよう整備するなど、安全性を高める取組を進めます。

【事業の項目】

- 交通安全の街頭指導
- 交通安全に関する啓発
- 安全な環境整備

《基本事業3》 こどもを危険から守る取組

【事業の方向性】

防犯上必要な情報を速やかに関係者に提供する取組や、関係機関等との連携を図りながら地域全体でこどもを危険から守る取組を進めるとともに、夜間の安全確保のため防犯灯の設置を推進します。

【事業の項目】

- 防犯の情報提供
- 安全な地域づくり

第 6 章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法第61条第2項」では、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本市では、市全域を一つの区域として、教育・保育の提供体制の確保にあたります。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

第3期計画期間における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保についての考え方は、次のとおりです。

◆「量の見込み」の考え方

第2期計画期間の教育・保育の実績（令和2年度～令和5年度）から見込みました。

◆「確保の方策(目標事業量)」の考え方

(1) 定員の適正化が図られているため、「施設の定員増による提供体制の確保」や「新規開設」は行わないものとします。

※例外として、令和6年度末時点で存在する保育所及び幼稚園が認定こども園へ移行する場合は、施設の新規開設を認めるものとします。

※例外として、令和6年度末時点で存在する認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）が認可施設に移行する場合は、施設の新規開設を認めるものとします。ただし、移行に伴う定員増は認めないものとします。

(2) 今後、量の確保から質の向上へシフトしていくことを念頭に置きながら、以下の視点などから施策の展開を図ります。

- ・子育てに関わる新たなニーズへの対応
- ・配慮が必要な児童等への支援
- ・保育従事者の負担軽減への取組
- ・保育従事者の人材確保・職場環境改善への取組
- ・施設や人材を活用した「施設の多機能化」の推進

○実績

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)		
人口	A	0歳児	3,419	3,294	3,259	2,983	2,865	
		1歳児	1,901	1,811	1,700	1,776	1,602	
		2歳児	1,971	1,916	1,848	1,711	1,787	
		3～5歳児	6,296	6,074	5,968	5,816	5,562	
		合計	13,587	13,095	12,775	12,286	11,816	
市内児童で市内施設利用 ※事業所内保育事業の 従業員枠を除く。	B	3号 0歳児	933	919	1,003	976	937	
		1歳児	1,189	1,145	1,110	1,182	1,065	
		2歳児	1,133	1,181	1,148	1,106	1,154	
		2号 3～5歳児	3,750	3,758	3,737	3,676	3,515	
		1号 3～5歳児	2,556	2,342	2,243	2,135	2,041	
	合計	9,561	9,345	9,241	9,075	8,712		
	市外児童で市内施設利用	C	3号 0歳児	20	20	19	21	21
			1歳児	21	23	21	31	31
			2歳児	31	19	34	26	26
			2号 3～5歳児	112	102	103	102	102
1号 3～5歳児			137	125	116	115	115	
合計	321	289	293	295	295			
企業主導型保育事業利用 ※従業員枠を除く。	D	3号 0歳児	45	50	50	49	49	
		1歳児	18	21	31	24	24	
		2歳児	13	6	9	16	16	
		2号 3～5歳児	6	19	14	16	16	
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-	
合計	82	96	104	105	105			
園指定待機児童数	E	3号 0歳児	158	214	276	251	251	
		1歳児	43	53	34	36	36	
		2歳児	22	14	18	11	11	
		2号 3～5歳児	3	3	2	5	5	
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-	
合計	226	284	330	303	303			
入所児童数 市内施設利用 B+C+D-E	F	3号 0歳児	840	775	796	795	756	
		1歳児	1,185	1,136	1,128	1,201	1,084	
		2歳児	1,155	1,192	1,173	1,137	1,185	
		2号 3～5歳児	3,865	3,876	3,852	3,789	3,628	
		1号 3～5歳児	2,693	2,467	2,359	2,250	2,156	
合計	9,738	9,446	9,308	9,172	8,809			
市内施設 H+I+J	G	3号 0歳児	817	807	804	803	810	
		1歳児	1,117	1,140	1,141	1,150	1,163	
		2歳児	1,275	1,287	1,286	1,288	1,293	
		2号 3～5歳児	3,557	3,613	3,564	3,584	3,595	
		1号 3～5歳児	3,506	3,225	3,220	3,130	2,932	
合計	10,272	10,072	10,015	9,955	9,793			
教育・保育施設 ・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園	H	3号 0歳児	660	652	647	648	655	
		1歳児	956	965	977	983	996	
		2歳児	1,109	1,105	1,107	1,112	1,117	
		2号 3～5歳児	3,529	3,591	3,544	3,559	3,570	
		1号 3～5歳児	3,506	3,225	3,220	3,130	2,932	
合計	9,760	9,538	9,495	9,432	9,270			
地域型保育事業 ※事業所内保育事業の 従業員枠を除く。	I	3号 0歳児	123	120	116	114	114	
		1歳児	134	135	131	130	130	
		2歳児	143	145	140	139	139	
		2号 3～5歳児	-	-	-	-	-	
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-	
合計	400	400	387	383	383			
企業主導型保育事業 ※従業員枠を除く。	J	3号 0歳児	34	35	41	41	41	
		1歳児	27	40	33	37	37	
		2歳児	23	37	39	37	37	
		2号 3～5歳児	28	22	20	25	25	
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-	
合計	112	134	133	140	140			
過不足 (利用定員数-入所児童数) G-F	G-F	3号 0歳児	-23	32	8	8	54	
		1歳児	-68	4	13	-51	79	
		2歳児	120	95	113	151	108	
		2号 3～5歳児	-308	-263	-288	-205	-33	
		1号 3～5歳児	813	758	861	880	776	
合計	534	626	707	783	984			
施設利用率 (入所児童数÷人口推計) B÷A	B÷A	3号 0歳児	0.272	0.278	0.307	0.327	0.327	
		1歳児	0.625	0.632	0.652	0.665	0.665	
		2歳児	0.574	0.616	0.621	0.646	0.646	
		2号 3～5歳児	0.595	0.618	0.626	0.632	0.632	
		1号 3～5歳児	0.405	0.385	0.375	0.367	0.367	

※ 0歳児の児童数については、2学年分（「4月1日には生まれておらず、年度途中に生まれた学年」と「前年度に生まれたものの、4月1日時点では0歳の学年」）を集計しています。

○教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
人口	A	0歳児	2,852	2,832	2,805	2,778	2,751	
		1歳児	1,490	1,483	1,476	1,462	1,448	
		2歳児	1,612	1,500	1,492	1,486	1,471	
		3～5歳児	5,439	5,201	4,987	4,686	4,556	
		合計	11,393	11,016	10,760	10,412	10,226	
市内児童で市内施設利用 ※事業所内保育事業の 従業員枠を除く。	B	3号 0歳児	933	926	917	908	900	
		1歳児	991	986	982	972	963	
		2歳児	1,041	969	964	960	950	
		2号 3～5歳児	3,437	3,287	3,152	2,962	2,879	
		1号 3～5歳児	1,996	1,909	1,830	1,720	1,672	
	合計	8,398	8,077	7,845	7,522	7,364		
	市外児童で市内施設利用	C	3号 0歳児	21	21	21	21	21
			1歳児	31	31	31	31	31
			2歳児	26	26	26	26	26
			2号 3～5歳児	102	102	102	102	102
1号 3～5歳児			115	115	115	115	115	
合計	295	295	295	295	295			
企業主導型保育事業利用 ※従業員枠を除く。	D	3号 0歳児	49	49	49	49	49	
		1歳児	24	24	24	24	24	
		2歳児	16	16	16	16	16	
		2号 3～5歳児	16	16	16	16	16	
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-	
合計	105	105	105	105	105			
園指定待機児童数	E	3号 0歳児	251	251	251	251	251	
		1歳児	36	36	36	36	36	
		2歳児	11	11	11	11	11	
		2号 3～5歳児	5	5	5	5	5	
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-	
合計	303	303	303	303	303			
量の見込み 市内施設利用 B+C+D-E	F	3号 0歳児	752	745	736	727	719	
		1歳児	1,010	1,005	1,001	991	982	
		2歳児	1,072	1,000	995	991	981	
		2号 3～5歳児	3,550	3,400	3,265	3,075	2,992	
		1号 3～5歳児	2,111	2,024	1,945	1,835	1,787	
合計	8,495	8,174	7,942	7,619	7,461			
提供体制の確保 市内施設 H+I+J	G	3号 0歳児	810	810	810	810	810	
		1歳児	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163	
		2歳児	1,293	1,293	1,293	1,293	1,293	
		2号 3～5歳児	3,595	3,595	3,595	3,595	3,595	
		1号 3～5歳児	2,932	2,932	2,932	2,932	2,932	
合計	9,793	9,793	9,793	9,793	9,793			
教育・保育施設 ・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園	H	3号 0歳児	655	655	655	655	655	
		1歳児	996	996	996	996	996	
		2歳児	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	
		2号 3～5歳児	3,570	3,570	3,570	3,570	3,570	
		1号 3～5歳児	2,932	2,932	2,932	2,932	2,932	
合計	9,270	9,270	9,270	9,270	9,270			
地域型保育事業 ※事業所内保育事業の 従業員枠を除く。	I	3号 0歳児	114	114	114	114	114	
		1歳児	130	130	130	130	130	
		2歳児	139	139	139	139	139	
		2号 3～5歳児	-	-	-	-	-	
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-	
合計	383	383	383	383	383			
企業主導型保育事業 ※従業員枠を除く。	J	3号 0歳児	41	41	41	41	41	
		1歳児	37	37	37	37	37	
		2歳児	37	37	37	37	37	
		2号 3～5歳児	25	25	25	25	25	
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-	
合計	140	140	140	140	140			
過不足 (提供体制の確保-量の見込み) G-F	G-F	3号 0歳児	58	65	74	83	91	
		1歳児	153	158	162	172	181	
		2歳児	221	293	298	302	312	
		2号 3～5歳児	45	195	330	520	603	
		1号 3～5歳児	821	908	987	1,097	1,145	
合計	1,298	1,619	1,851	2,174	2,332			
施設利用率 (入所児童数÷人口推計) B÷A	B÷A	3号 0歳児	0.327	0.327	0.327	0.327	0.327	
		1歳児	0.665	0.665	0.665	0.665	0.665	
		2歳児	0.646	0.646	0.646	0.646	0.646	
		2号 3～5歳児	0.632	0.632	0.632	0.632	0.632	
		1号 3～5歳児	0.367	0.367	0.367	0.367	0.367	

保育認定の就労時間の下限について

◆保育認定における就労時間の下限について

保育認定については、「保育標準時間」（主にフルタイムの就労を想定）及び「保育短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分があります。

保育認定（保育短時間認定）に当たっての就労時間の下限時間については、1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとされており、就労時間の下限時間を引き下げれば、保育の必要性の認定範囲が短時間勤務の家庭の児童にまで拡大され、保育需要の増加につながります。

◆佐賀市における就労時間の下限について

現在、本市において待機児童は発生しておらず、第3期計画期間の教育・保育の提供体制は確保できる見込みであることから、就労を事由とする場合、就労時間の下限を「1か月当たり56時間」に引き下げるものとします。

第2期計画	第3期計画
64時間／月	56時間／月

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

◆地域子ども・子育て支援事業一覧

No		事業名	担当部署	事業実施地域
(1)	ア	利用者支援事業（基本型）	保育幼稚園課	市全域
	イ	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	健康づくり課	
	ウ	利用者支援事業（こども家庭センター型）	こども家庭課	
(2)		延長保育事業（2号、3号認定の児童）	保育幼稚園課	
(3)		実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育幼稚園課	
(4)		多様な事業者の参入促進・能力活用事業	保育幼稚園課	
(5)		放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	子育て総務課	
(6)		子育て短期支援事業	こども家庭課	
(7)		乳幼児家庭全戸訪問事業	健康づくり課	
(8)	ア	養育支援訪問事業	こども家庭課	
	イ	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
	ウ	子育て世帯訪問支援事業		
(9)		地域子育て支援拠点事業	保育幼稚園課	
(10)	ア	一時預かり事業（未就園児）	保育幼稚園課	
	イ	一時預かり事業（1号認定の児童）		
(11)		病児・病後児保育事業	子育て総務課	
(12)		子育て援助活動支援事業	保育幼稚園課	
(13)		妊婦健康診査	健康づくり課	
(14)		産後ケア事業	健康づくり課	
(15)		乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育幼稚園課	

(1) ア 利用者支援事業（基本型）

◆事業内容

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

区分	第3期計画
指 標	事業の実施箇所数 【単位：箇所】
量の見込みの考え方	保育園等への入所申込の窓口であるとともに、各事業の担当職員が配置されている佐賀市役所本庁舎（1箇所）で実施し、現体制の維持が必要であると見込みました。
確保の方策の考え方	保育幼稚園課の窓口には専門相談員を配置し、必要に応じて各事業の担当職員とともに必要な情報提供、相談対応等を行うよう努めます。

○第2期計画の実績

(単位：箇所)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	1	1	1	1	1

○第3期計画の目標事業量

(単位：箇所)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1

(1) イ 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

◆事業内容

妊婦等に対して面談等を実施することにより、妊娠、出産または育児に関する困りごとや不安に対する相談に応じ、母子保健及び子育てに関する情報の提供や必要なサービスにつなぐ事業です。

区分	第3期計画
指 標	妊婦等の延べ面談等実施数 【単位：件】
量の見込み の考え方	各年度の妊娠届出数及び出生数を推測し、妊娠届出時面談、妊娠8か月面談（希望者のみ）、出生後面談の実施数を算出しました。
確保の方策 の考え方	こども家庭センターの窓口に助産師等を配置し、必要に応じて各事業の担当職員とともに必要な情報提供、相談支援を行うよう努めます。

○実績 (単位：件)

指 標	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	2,986	2,886

○第3期計画の目標事業量 (単位：件)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,785	2,729	2,675	2,621	2,569
確保の方策	2,785	2,729	2,675	2,621	2,569

(1) ウ 利用者支援事業（こども家庭センター型）

◆事業内容

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応などの相談支援体制を構築します。併せて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う事業です。

区分	第3期計画
指 標	こども家庭センターの設置 【単位：箇所】
量の見込み の考え方	実績から算出
確保の方策 の考え方	子育てに関する切れ目ない支援を行うよう努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第2期計画の実績

(単位：箇所)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	—	—	—	—	—

○第3期計画の目標事業量

(単位：箇所)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業（2号、3号認定の児童）

◆事業内容

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園、地域型保育事業において保育を実施する事業です。

区分	第3期計画
指 標	利用者の延べ人数 【単位：人日】
量の見込みの考え方	利用実績から算出（2号、3号認定児童の推計値×利用率の推計値）
確保の方策の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 市内施設を利用している2号、3号認定児童数×利用率〔令和2～5年度の平均値〕

○第2期計画の実績

（単位：人日）

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
実 績	54,471	54,538	50,110	49,534	49,310

○第3期計画の目標事業量

（単位：人日）

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	47,332	45,592	44,461	42,887	42,074
確保の方策	47,332	45,592	44,461	42,887	42,074

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けたこどもの保護者が支払うべき費用の全部または一部を助成する事業です。

◆確保の方策

幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月から事業を開始しており、今後も給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行うことで、保護者の負担軽減を図ります。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

◆事業内容

認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

◆確保の方策

国が示す基準等をもとに、対象事業者等への適切な支援を実施していきます。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の教室、専用館、児童館等を利用して適切な生活の場を与えて、児童の健全育成・安全確保等を図る事業です。

区分	第3期計画
指 標	利用者数 【単位：人】
量の見込み の考え方	小学校児童数推移推計及び利用継続率（1～3年生）並びに他市利用率調査（4～6年生）の結果により推計
確保の方策 の考え方	待機児童があるクラブを優先して専用区画等を確保し、受け入れ可能数を拡大します。 【算定方法】 期間中の待機児童を解消した上で、6年生までの受入拡大を順次進め、令和9年度に達成を見込みました。

○第2期計画の実績

（単位：人）

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
実 績	2,348	2,549	2,629	2,871	2,992

○第3期計画の目標事業量

（単位：人）

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,903	3,932	3,839	3,749	3,599
1年生	1,084	1,051	970	987	905
2年生	1,006	1,053	1,020	939	957
3年生	851	850	889	858	796
4年生	485	497	487	490	475
5年生	296	293	291	294	291
6年生	181	188	182	181	175
確保の方策	3,450	3,700	3,839	3,749	3,599

(6) 子育て短期支援事業

◆事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な支援を行う事業です。

区分	第3期計画
指 標	利用者の延べ人数 【単位：人日】
量の見込み の考え方	利用実績から算出
確保の方策 の考え方	令和5年度から確保した専用居室の維持と新たな受け入れ先の確保に努めます。

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	45	116	210	874	2,000

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の方策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(7) 乳幼児家庭全戸訪問事業

◆事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分	第3期計画				
指 標	出生数 【単位：人】				
量の見込み の考え方	0歳児の人口推計値				
確保の方策 の考え方	訪問対象の児童全てを訪問できる現体制の維持に努めます。				
	【算定方法】0歳児の人口推計値				
	※参考：人口推計による0歳の人口				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347

○第2期計画の実績

(単位：人)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	1,625	1,666	1,505	1,517	1,406

○第3期計画の目標事業量

(単位：人)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347
確保の方策	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347

(8) ア 養育支援訪問事業

◆事業内容

児童虐待の発生・再発防止を図るため、養育上の悩みを抱える家庭や、支援が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況である家庭に対して、支援員が家庭訪問し、適切な援助や相談を行う事業です。

区分	第3期計画
指 標	訪問件数 【単位：件】
量の見込み の考え方	利用実績から算出
確保の方策 の考え方	訪問対象の児童全てを訪問できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第2期計画の実績

(単位：件)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	259	399	491	613	650

○第3期計画の目標事業量

(単位：件)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	650	650	650	650	650
確保の方策	650	650	650	650	650

(8) イ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

◆事業内容

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する事業です。

区分	第3期計画
指 標	地域ネットワークの設置 【単位：箇所】
量の見込み の考え方	実績から算出
確保の方策 の考え方	地域ネットワークを通じて資質の向上と連携強化を行うよう努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第2期計画の実績

(単位：箇所)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	1	1	1	1	1

○第3期計画の目標事業量

(単位：箇所)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1

(8) ウ 子育て世帯訪問支援事業

◆事業内容

家事や育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行う事業です。

区分	第3期計画
指 標	訪問件数 【単位：件】
量の見込み の考え方	これまでの養育支援訪問事業（家事・育児支援）の実績から算出
確保の方策 の考え方	対象となる世帯に訪問できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第2期計画の実績

(単位：件)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	—	—	—	—	36

○第3期計画の目標事業量

(単位：件)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	72	72	72	72	72
確保の方策	72	72	72	72	72

(9) 地域子育て支援拠点事業

◆事業内容

就学前児童や小学生等の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	第3期計画
指標	子育て支援センター（公立・私立）の利用者数（子育てサロン参加者・自由来館者）【単位：人日】
量の見込みの考え方	コロナ禍以前（平成29～令和元年度）の利用実績を基に算出する利用率から推計 0～2歳児の人口推計値×利用率
確保の方策の考え方	・子育てサロンへの参加希望者全員が参加できる現体制の維持に努めます。 ・自由来館者に対するの援助体制の維持に努めます。

[子育てサロン参加者]

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	10,026	6,603	10,700	13,074	15,635

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14,885	14,538	14,433	14,315	14,175
確保の方策	14,885	14,538	14,433	14,315	14,175

[自由来館者]

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	26,402	24,162	28,409	36,224	35,022

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33,342	32,564	32,329	32,066	31,752
確保の方策	33,342	32,564	32,329	32,066	31,752

(10) ア 一時預かり事業（未就園児）

◆事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

区分	第3期計画
指 標	利用者の延べ人数 【単位：人日】
量の見込み の考え方	利用実績から算出（在園児以外の児童の推計値×利用率の推計値）
確保の方策 の考え方	本事業に係る現体制の維持に努めます。 【算定方法】 未就園児の推計値×利用率〔令和2～5年度の利用率平均+伸び率（令和2～5年度の平均値）〕

○第2期計画の実績

（単位：人日）

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
実 績	2,755	2,884	2,775	3,569	3,040

○第3期計画の目標事業量

（単位：人日）

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,361	3,717	4,102	4,478	4,841
確保の方策	3,361	3,717	4,102	4,478	4,841

(10) イ 一時預かり事業（1号認定の児童）

◆事業内容

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）事業です。

区分	第3期計画
指 標	利用者の延べ人数 【単位：人日】
量の見込み の考え方	利用実績から算出（1号認定児童の推計値×利用率の推計値）
確保の方策 の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 1号認定児童の推計値×利用率〔令和4～5年度の利用率平均+伸び率 （令和2～5年度の平均値）〕

○第2期計画の実績

（単位：人日）

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
実 績	122,977	125,026	130,786	139,494	137,914

○第3期計画の目標事業量

（単位：人日）

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	146,325	150,881	155,181	155,688	160,968
確保の方策	146,325	150,881	155,181	155,688	160,968

(11) 病児・病後児保育事業

◆事業内容

保護者が家庭で保育を行うことができない場合などに、体調不良の児童を小児科医に併設した保育室で一時的に保育等を行う事業です。

区分	第3期計画										
指 標	利用者の延べ人数 【単位：人日】										
量の見込みの考え方	コロナ禍前（平成29～令和元年度）の3か年の利用実績を元に算出										
確保の方策の考え方	年間 4,060 人（14 人／日×290 日）を受け入れることができる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 「人口推計による0～9歳の人口」×「平成29～令和元年度の3か年の0～9歳人口に対する利用率」 ※参考：人口推計による0～9歳の人口 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,493</td> <td>16,959</td> <td>16,447</td> <td>15,972</td> <td>15,542</td> </tr> </tbody> </table>	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	17,493	16,959	16,447	15,972	15,542
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度							
17,493	16,959	16,447	15,972	15,542							

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	626	667	93	406	600

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,207	1,170	1,134	1,102	1,072
確保の方策	4,060	4,060	4,060	4,060	4,060

(12) 子育て援助活動支援事業

◆事業内容

就学前児童や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区分	第3期計画
指 標	利用者の延べ人数（就学前児童、小学生） 【単位：人日】
量の見込み の考え方	コロナ禍以前（平成29～令和元年度）の利用実績を基に算出する利用率から推計 就学前児童の人口推計値・小学生の人口推計値×利用率
確保の方策 の考え方	利用希望者全てが利用できる現体制の維持に努めます。 ※就学前児童については、第1期計画では算定手法の関係上、一時預かり事業に含んでいました。第2期計画から本事業の項目に記載しています。

[就学前児童]

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	1,086	1,045	745	636	803

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	970	1,137	1,304	1,471	1,636
確保の方策	970	1,137	1,304	1,471	1,636

[小学生]

○第2期計画の実績

(単位：人日)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	734	567	676	786	844

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	902	960	1,018	1,076	1,131
確保の方策	902	960	1,018	1,076	1,131

(13) 妊婦健康診査

◆事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

区分	第3期計画				
指 標	受診回数 【単位：人回】				
量の見込み の考え方	妊婦1人当たりの受診回数を13回（過去の平均回数）として、0歳児の人口推計を基に算出				
確保の方策 の考え方	妊婦1人当たり14回（国が示す安心・安全な出産のために必要な受診回数）まで、受診できる現体制の維持に努めます。				
	※参考：人口推計による0歳の人口				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347

○第2期計画の実績

(単位：人回)

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実 績	20,004	19,292	18,377	17,637	18,278

○第3期計画の目標事業量

(単位：人回)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	18,200	18,031	17,849	17,680	17,511
確保の方策	19,600	19,418	19,222	19,040	18,858

(14) 産後ケア事業

◆事業内容

出産後の母親の心身のケアや授乳、沐浴の指導等の育児サポートのため、利用者のニーズにあわせて、宿泊型（ショートステイ）、通所型（デイサービス）、訪問型（アウトリーチ）の支援を行う事業です。

区分	第3期計画
指 標	利用日数 【単位：日】（宿泊型は、1泊を1日とする）
量の見込み の考え方	各年度の妊娠届出数及び出生数を推測し、既の実施している近隣市の利用実績の率を乗じて算出しました。
確保の方策 の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 産婦数×利用率〔近隣市の令和5年度利用率〕

○第2期計画の実績

（単位：日）

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
実 績	—	—	—	—	—

○第3期計画の目標事業量

（単位：日）

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	650	680	710	740	760
確保の方策	650	680	710	740	760

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆事業内容

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

令和8年度から給付制度として本格実施されますが、佐賀市では、令和6年7月から試行的事業として実施しています。

区分	第3期計画
指 標	対象児童の利用時間 【単位：時間】（延べ利用）
量の見込み の考え方	令和6年7月から令和6年12月までの実績から算出
確保の方策 の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第2期計画の実績

（単位：時間）

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
実 績	—	—	—	—	2,250

○第3期計画の目標事業量

（単位：時間）

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
確保の方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600

資料編

こども・子育て支援事業一覧

基本施策	基本事業	個別事業名	担当課	事業内容
1 地域における子育て・親育ちへの支援				
① 家庭教育への支援の充実				
	1	子育て支援情報発信事業	子育て総務課	佐賀市子育て・教育ポータルサイト「Hug」を運営するとともに、佐賀市LINE公式アカウントにより子育て支援情報の配信を行います。
	2	「ゆめ・ほけっと」子育て支援事業	保育幼稚園課	佐賀市子育て支援センター「ゆめ・ほけっと」において、子育て中の親子に交流や遊び場を提供するとともに、育児支援の情報提供を行います。また、専門的な相談に対応するスタッフを配置し育児相談機能を強化するとともに、子育てサークルにスタッフを派遣し、支援やサークル間のネットワーク化を進めます。
	3	子育て支援センター事業	保育幼稚園課	常設の地域子育て支援センターにおいて、家庭で保育されている就学前児童及び保護者を対象とし、子育てサロン、子育てサークルの支援、育児相談の実施を行い、子育て中の親子同士の交流を図ります。
	4	児童センター事業	子育て総務課	来館する児童への遊びの指導及び行事・講座を実施して、こども達に様々な体験の機会を与え児童の健全な発達を支援します。
	5	公民館管理運営事業	公民館支援課	地域コミュニティ及び社会教育活動の拠点として、公民館等を整備、管理、運営し、地域における様々な交流、学習の機会を提供していきます。
	6	家庭教育講座講師派遣事業	社会教育課	家庭教育について、保護者自らが考える機会を拡充するため、小中学校の新入学説明会や各種団体が開催する家庭教育講座へ講師を派遣します。
	7	「なかまほいく」実施事業	社会教育課	子育て中の育児の孤立化を防ぎ、親育ちを支援するため、0～3歳の子を持つ親子が10週連続で親子一緒に遊びや預ける・預かる体験を通じ、子育て中の保護者同士が交流する場を設けます。
② 保育サービスの充実				
	1	子どものための教育・保育給付事業	保育幼稚園課	認定を受けた就学前の児童が、特定教育・保育施設等（保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所）において特定教育・保育等の提供を受けた際に、当該教育・保育等に要した費用の一部を支給します。
	2	子育てのための施設等利用給付事業	保育幼稚園課	認定を受けた就学前の児童が、特定子ども・子育て支援施設等（幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等）において特定子ども・子育て支援を受けた際に、当該特定子ども・子育て支援に要した費用の一部を支給します。
	3	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	保育幼稚園課	0歳6か月～満3歳未満で、保育所などに通っていないこどもが、月一定時間まで保育所などに通園できます。
	4	一時保育事業	保育幼稚園課	保護者のパートタイム就労時の一時的な保育や、保護者の病気等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施します。
	5	延長保育事業	保育幼稚園課	通常保育後の時間帯まで保育を必要とする家庭の児童に対し、延長保育を実施します。
	6	預かり保育事業	保育幼稚園課	幼稚園、認定こども園の在園児を対象に、教育時間終了後、土曜日及び長期休暇中の預かり保育を実施します。
	7	認可外保育施設支援事業	保育幼稚園課	認可外保育施設に対し、児童や職員の健康診断に要する経費や運営費の一部を補助します。
	8	保育所地域活動事業	保育幼稚園課	保育所（園）、認定こども園において、世代間交流や異年齢児との交流、育児講座等を行います。
	9	ファミリーサポートセンター事業	保育幼稚園課	アドバイザーが子育てでの応援をしてほしい人（依頼会員）と子育てでの応援をしたい人（提供会員）の組み合わせを行い、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブ等への送迎や保護者帰宅までの預かりなど、市民同士の相互支援を行います。
	10	保育士等の職員向けの研修事業	保育幼稚園課	市内の教育・保育施設等に勤務する保育士等を対象とした研修会を実施し、保育の質の向上を図ります。また、潜在保育士及び保育業務に関心のある方の就労気運の向上を図るための研修会を実施します。
	11	利用者支援事業	保育幼稚園課	保育幼稚園課窓口にて専任のスタッフを配置し、保護者の希望に沿った教育・保育施設や事業の案内を行うなど、個別の相談に対応します。
	12	病児・病後児保育事業	子育て総務課	保護者が、病気やけがをしたこどもを自宅で世話することが困難な場合に、小児科医に併設した病児・病後児保育室で一時的にこどもを預かります。
	13	放課後児童クラブ運営事業	子育て総務課	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後の適切な遊び場と生活の場を提供します。
	14	子育て短期支援事業	こども家庭課	保護者の疾病等の理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において児童を養育します。

基本施策	基本事業	個別事業名	担当課	事業内容
1 地域における子育て・親育ちへの支援				
③ 子育てを地域全体で支える環境づくり				
	1	子どもへのまなざし運動（市民総参加子ども育成運動）	社会教育課	こどもが社会において保障されるべき様々な権利の尊重に努め、全ての大人がこどもの育成に関心を持ち、かつ、主体的にかかわる社会を構築することを目的とした市民運動を展開します。「家庭」「地域」「企業等」「学校等」が連携、協働を図りながらこどもの育成に努めます。
	2	社会福祉協議会運営費等補助	福祉総務課	地域福祉の推進主体である佐賀市社会福祉協議会の円滑な運営及び地域福祉活動の促進のために要する経費の補助を行います。
	3	地域福祉活動事業費補助	福祉総務課	地域福祉活動を担う基礎組織である校区社会福祉協議会に対し、佐賀市社会福祉協議会を通じて、補助を行います。
	4	地域福祉計画推進事業	福祉総務課	市が策定している地域福祉計画に係る（地域福祉計画）策定推進委員会を開催し、地域福祉の向上を目指します。
	5	民生委員児童委員活動費補助	福祉総務課	地域での見守りや身近な相談相手として住民と行政等とのつなぎ役である民生委員・児童委員および主任児童委員の活動に要する経費に対し補助を行います。
	6 協働促進のための環境整備			
		(1) 市民活動拠点運営事業	協働推進課	市民活動の推進を図るため、市民活動団体の活動拠点となる市民活動プラザを設置しています。
		(2) 市民活動推進事業	協働推進課	ボランティアや市民活動団体など、市民による自発的で社会性のある活動を支援するための環境整備を図ります。
	7	子どもの居場所づくり事業	子育て総務課	全てのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、地域コミュニティの中で育つことができるよう、食事の提供や学習の支援、多世代交流等を行う居場所づくりを推進します。
④ 地域における児童の健全育成				
	1	児童センター事業（再掲）	子育て総務課	来館する児童への遊びの指導及び行事・講座を実施して、こども達に様々な体験の機会を与え児童の健全な発達を支援します。
	2	体験型学習の実施	公民館支援課	異年齢のこどもたちが、公民館等で様々な体験型学習活動やボランティア活動を通じて、こどもたち同士や地域住民の方々との交流を図ります。
	3	青少年センター管理運営事業	社会教育課	青少年の居場所として青少年センターを維持管理します。
	4	放課後子ども教室推進事業	社会教育課	学校や公民館を活用し、放課後または週末における遊びや体験活動、地域との交流などの機会を提供します。また、放課後児童クラブと一体的に又は連携して実施することを目指して関係機関と協力していくとともに、対象校区の拡大に努めます。
	5	自治会管理の児童遊園地に対する設備整備補助	緑化推進課	自治会等による児童遊園地の設置、補修等にかかる経費への補助を行い、健全な遊び場の提供や児童の健康増進及び情操の高揚を図ります。
2 こどもの生きる力を育む環境の充実				
① 幼児教育の充実				
	1	子どものための教育・保育給付事業（再掲）	保育幼稚園課	認定を受けた就学前の児童が、特定教育・保育施設等（保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所）において特定教育・保育等の提供を受けた際に、当該教育・保育等に要した費用の一部を支給します。
	2	子育てのための施設等利用給付事業（再掲）	保育幼稚園課	認定を受けた就学前の児童が、特定子ども・子育て支援施設等（幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等）において特定子ども・子育て支援を受けた際に、当該特定子ども・子育て支援に要した費用の一部を支給します。
	3	幼保小の接続期における教育推進事業	保育幼稚園課	幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小学校へ入学する際に、なめらかな移行ができるよう、接続期における育ちや学びの連続性を確保するシステムの充実を図ります。また、食育を推進し、食に関する意識を高め、健やかなこどもの成長につなげます。
	4	保育士等の職員向けの研修事業（再掲）	保育幼稚園課	市内の教育・保育施設等に勤務する保育士等を対象とした研修会を実施し、保育の質の向上を図ります。また、潜在保育士及び保育業務に関心のある方の就労気運の向上を図るための研修会を実施します。
	5	利用者支援事業（再掲）	保育幼稚園課	保育幼稚園課窓口専任のスタッフを配置し、保護者の希望に沿った教育・保育施設や事業の案内を行うなど、個別の相談に対応します。
② 確かな学力の向上				
	1	外国語指導助手派遣事業	学校教育課	英語によるコミュニケーション能力の向上や国際理解を深めるために、小学校3～6年生及び中学校の全クラスに外国語指導助手（ALT）を配置します。
	2	オンライン英会話の試験導入	学校教育課	英語でのコミュニケーションへの意欲や国際理解への興味・関心を高めるために、1人1台パソコンを活用した1対1でのオンライン英会話を試験導入します。

基本施策	基本事業	個別事業名	担当課	事業内容
2 こどもの生きる力を育む環境の充実				
② 確かな学力の向上				
		3 学校フリー参観デー開催事業	学校教育課	開かれた学校づくりの一環として、また、佐賀市の教育に対する理解促進のために、各小中学校において、授業など教育活動を児童生徒の保護者だけでなく、広く市民にも公開します。
		4 学校経営方針の明確化と学校運営の改善事業	学校教育課	地域とともにある学校づくりを推進するため、各小中学校では、教育目標を分かりやすく示すとともに、より具体化した教育計画の策定に努めます。教育目標を具現化するために、学校運営組織の見直しに取り組み、組織としての機能の充実に努めます。
		5 教科等研究会研究委託事業	学校教育課	教職員の実践的指導力の向上のため、教科等研究会各部会での研究を推進し、指導方法の改善・充実に努めます。
		6 到達度等調査研究事業	学校教育課	子どもたちの学校への適応状況及び学習した内容の到達度や定着度を把握します。併せて個に応じた適切な指導を行い、学校の指導方法の改善・充実に生かすことを目的として、小学校・中学校の各段階において各種調査を行います。
		7 放課後等補充学習支援事業	学校教育課	中学校において、学習内容や学習習慣の定着が十分に図られていない生徒のため、地域の人材等を活用し、放課後や長期休業中に補充学習を行うことにより、基礎学力の定着と学習習慣の確立を図ります。
		8 学校評議員等活用事業	学校教育課	全学校に学校評議員・学校運営協議会委員を委嘱し、制度を活用して、学校と保護者・地域の融合を図ります。これにより、学校が行う教育活動のさらなる活性化を目指します。
		9 教育研究所運営事業	学校教育課	市が直面している喫緊の教育課題に対する改善策の研究と、校内研修・個人研究支援のため、佐賀市教育研究所に研究所員会を組織します。また、教職員の研究意欲の高揚及び教育活動の活性化を図るため、個人やグループによる応募を奨励・支援します。
		10 教育用情報機器整備事業	学校教育課	小中学校に教育用情報機器（児童生徒一人一台の学習用パソコン、電子黒板、無線LANアクセスポイント等のネットワーク機器）を整備し、その利活用を支援することで、一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現し、多様な児童生徒を誰一人取り残すことのない教育を目指します。
		11 生徒会活性化事業	教育総務課	佐賀市教科等研究会特別活動部会との協働で、生徒会役員リーダー研修会を開催し、対話を通して、目的を共有し、合意形成を図ることができる生徒のリーダー性を伸ばします。また、生徒会が自分たちで企画・立案・実行する中学校パワーアップ・プラン事業を行い、生徒会活動を通して主体性を育みます。
		12 コミュニティ・スクール推進事業	教育総務課	保護者や地域住民が学校運営に参画できるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に取り組み、地域と学校が目標やビジョンを共有し、一体となった活動を行います。
③ 豊かな心の育成				
		1 児童センター事業（再掲）	子育て総務課	来館する児童への遊びの指導及び行事・講座を実施して、子ども達に様々な体験の機会を与え児童の健全な発達を支援します。
		2 保育所地域活動事業（再掲）	保育幼稚園課	保育所（園）、認定子ども園において、世代間交流や異年齢児との交流、育児講座等を行います。
		3 学校人権・同和教育推進事業	学校教育課	学校教育課に所属する人権・同和教育担当の指導員を各学校に派遣し、研究授業や児童生徒への講話、校内研修などを通して、児童生徒及び教職員の人権意識を高めます。
		4 ふるさと学習支援事業	学校教育課	佐賀市の豊かな自然・貴重な歴史・文化・市民の役に立つ公共施設を学ぶための見学・体験活動を推進・支援し、子どもたちに、ふるさと「さが」を愛する心を育みます。
		5 山村留学助成事業	学校教育課	地域全体で子どもたちを見守り、育てていく意識の醸成を図ることで、受け入れ側の児童も含めた教育効果と北山東部小学校区域の活性化を図ります。
		6 児童生徒用図書整備事業	学校教育課	図書資料の購入や図書館蔵書情報をデータベース化するとともに、市立図書館とのネットワークを構築し、学校間及び市立図書館の図書資源の共同利用を推進し、学校図書館の充実に努めます。
		7 学校マネジメント支援事業	学事課	学校の独自性を高める教育活動を支援するため、各学校から申請を受け付け、教育委員会で採択した事業に対して経費を支援します。
		8 キャリア教育推進事業	学校教育課	地元商工団体や産業界等から成るNPO法人鳳雛塾との共同で、キャリア教育を進めます。小学生が地元商店街等で商売を体験する「キッズマート」、あこがれの職業について聞く「職業人にインタビュー」、中学生がいろいろな職場で活動する「職場体験学習」を核とした授業を実践し、地域社会と連携・協働することにより、職業に関する知識や技能、望ましい職業観や勤労観を身に付け、主体的に生きる態度を育てます。

基本施策	基本事業	個別事業名	担当課	事業内容
		2 こどもの生きる力を育む環境の充実		
		③ 豊かな心の育成		
		9 子どもの発明力・創造力共育事業	教育総務課	創造性豊かなこどもを育成するため、佐賀商工会議所や市内企業と連携し、公益社団法人発明協会と共催で「佐賀市少年少女発明クラブ」を運営します。 小学4年生から中学3年生までの児童生徒が、年間30回程度それぞれのアイデアを活かしたものづくりに取り組みます。
		10 早稲田・佐賀21世紀子どもプロジェクト	教育総務課	早稲田大学との連携により、21世紀の日本を担う人材の育成を図ります。 市内在住の中学生を対象とした出前講座や教職員講座、大隈重信をテーマにしたスピーチコンテスト等を開催することにより、こどもたちが大隈重信やふるさと佐賀への理解を深め、郷土の良さを見直す機会や、教職員の資質向上の機会を提供します。
		11 公民館管理運営事業（再掲）	公民館支援課	地域コミュニティ及び社会教育活動の拠点として、公民館等を整備、管理、運営し、地域における様々な交流、学習の機会を提供していきます。
		12 金立教育キャンプ場事業	社会教育課	青少年を対象にキャンプ施設を提供することで、青少年の自然体験を推進するとともに、青少年の健全育成を図ります。
		13 図書館運営事業	図書館	図書館資料の貸出・返却・蔵書管理・予約等の業務を適正に遂行し、利用者にとって利便性の高い信頼されるサービスを提供することにより、図書館を快適に利用できるような環境を提供します。
		14 読書活動支援事業	図書館	読み語り講座や対面朗読ボランティア養成講座を実施し、図書館や市内小・中学校、地域文庫などにおけるボランティア活動を支援します。また、課題解決型読書支援として、図書館の使い方講座、調べもの講座など、各種支援講座を実施します。
		15 分室・自動車図書館運営事業	図書館	市街周辺部等に居住する市民に図書館サービスを提供するため、6分室を運営します。また、図書館サービスが行き渡りにくい地区の保育所や小・中学校などを、自動車図書館が定期巡回します。
		16 子どもの読書活動推進事業	図書館	こどもの読書活動推進計画に基づき、こどもたちが、学校、家庭及び地域において意欲的に読書に親しみ、生涯にわたって続く読書習慣を身につけることができる環境づくりに取り組みます。
		17 佐賀市久米島町中学生交流事業	社会教育課	佐賀市と久米島町の中学生が交流し、異なる双方の歴史や文化等に触れ、郷土への理解を深めます。また、佐賀市出身で、硫黄島島の島民の命を救い、インフラ整備や人材育成など沖縄で大きな業績を収めた第11代齋藤用之助の功績に触れ、郷土に誇りを持つ中学生を増やします。
		18 環境教育の推進	環境政策課	環境問題に取り組む姿勢を育むとともに環境意識の高揚を図るため、自然体験活動や講座を通じて環境に関する情報や学習の機会を提供するなど各段階に応じた環境教育を推進します。また、学校現場で取り組まれている環境保全にかかわる活動を「佐賀市学校版環境ISO認定制度」として取り組むための指導・支援を行います。
		19 エコプラザ管理運営事業	循環型社会推進課	佐賀市の環境学習の拠点「佐賀市エコプラザ」では、施設見学や各種講座・イベント等を通じて、地球温暖化対策や3R（ごみの減量・再利用・再資源化）の推進などの取り組みを周知し、市民の環境配慮行動へ繋げることで、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生型社会の構築と生活環境の向上を目指します。
		④ 健やかな体の育成		
		1 スポーツ指導者育成事業	スポーツ振興課	少年スポーツの指導者や保護者等を対象に少年期の発達段階を考慮した指導や、身体の特徴を正しく理解する機会を設け、少年スポーツの過度な練習や期待を抑制し、少年スポーツのあり方や適正な指導方法を啓発します。
		2 スポーツ少年団の活動推進事業	スポーツ振興課	いろいろな種目の少年スポーツクラブが、スポーツ少年団に結集し、相互の体力増進、リーダーの養成、交流、研修を行います。
		3 学校体育施設開放事業	スポーツ振興課	小中学校体育施設を開放し、スポーツの場として有効活用します。
		4 総合型地域スポーツクラブの設立支援事業	スポーツ振興課	地域住民が自主的に運営する多世代、多種目、多志向により活動している総合型地域スポーツクラブの設立支援を行います。
		5 各種大会出場費補助事業	学校教育課・スポーツ振興課	児童生徒が九州または全国規模の大会に参加する場合に、大会参加費の一部を助成することにより、競技力の向上を図ります。
		⑤ いじめ・非行の防止や不登校児を支える体制づくり		
		1 スクールカウンセラー活用事業	学校教育課	全ての小中学校に臨床心理士等からなるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者の教育相談に応じます。また、校内研修などで、講話・演習等を依頼し、教職員のカウンセリング能力の向上に努めます。
		2 学校問題解決サポート事業	学校教育課	児童生徒の問題行動や保護者の相談等に対応するため、関係機関との連携を図り、チームで対応する体制を整え、効果的な解決を図ります。

基本施策	基本事業	個別事業名	担当課	事業内容
2 こどもの生きる力を育む環境の充実				
⑤ いじめ・非行の防止や不登校児を支える体制づくり				
	3 不登校児童生徒支援事業	学校教育課	市立小・中学校に在籍する不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対し、別室対応支援員による別室での自主学習・生活の支援や、自宅でのICT学習支援など多様な学びを提供するとともに、家庭を訪問し、悩みや相談を聞いたり、生活空間を広げたりすることにより、児童生徒の社会的な自立を目指します。	
	4 不登校対策事業	学校教育課	不登校児童生徒への支援の対策拠点として教育支援センター「くすの実」を設置し、学校・家庭・その他の関係機関と連携を図りながら、常に児童生徒や保護者に寄り添い、児童生徒の自立に向けて指導・支援を行うとともに、こどもの居場所や多様な学びの場を提供します。	
	5 非行防止対策事業	社会教育課	また、「サポート相談員」を家庭や学校に派遣し、不登校児童生徒及び家族の支援を行います。	
	6 子ども・若者支援事業	社会教育課	ノート、ひきこもり、不登校等の困りごとを抱える40歳未満の子ども・若者やその家族からの相談を受け付けるとともに、必要に応じて訪問支援、講座、教室等を実施し、学校復帰や社会復帰に向けて支援します。	
3 支援を要する子どもや家庭を支える取り組みの推進				
① 要保護児童対策の充実				
1 要保護児童対策の充実				
	(1) 相談支援体制強化事業	こども家庭課	妊娠期から乳幼児期における母子保健機能と児童虐待など子育てに困難を抱えた家庭に対応する児童福祉機能を有するこども家庭センターを設置し、子育てに関する相談窓口を一本化し、個々の家庭に応じた切れ目のない体系的な支援をおこないます。	
	(2) 要保護児童対策地域協議会開催事業	こども家庭課	要保護児童対策のために必要な情報交換や援助方針、役割分担に関する協議を行います。	
	(3) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	健康づくり課	生後2か月～4か月の乳児のいる全ての家庭を対象に、母子保健推進員や民生委員・主任児童委員等が家庭訪問を行い、子育てに関する各種事業等の情報提供や育児相談を行います。	
	(4) 養育支援訪問事業	こども家庭課	家庭養育上支援の必要な家庭に対し、こども家庭支援員等が訪問し、適切な養育に関する支援や助言等を実施します。	
	(5) 子どもへの暴力防止ワークショップ開催事業	こども家庭課	こどもや教職員、地域の大人を対象に、ワークショップを開催し、地域ぐるみで子どもへの暴力防止を図ります。	
	(6) 児童虐待防止専門化講座開催事業	こども家庭課	こどもに関わるさまざまな機関の連携強化と対応力の向上・定着を図るための講座を実施します。	
	(7) 子育て短期支援事業	こども家庭課	保護者の疾病等の理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設において児童を養育します。	
	(8) 子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課	家事や育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭に支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施します。	
② ひとり親家庭への支援				
	1 母子相談事業	こども家庭課	ひとり親家庭の母・父等からの様々な相談に対し、母子・父子自立支援員が自立に必要な情報提供や、相談指導等の支援を行います。また、各種制度や支援内容をまとめたひとり親ハンドブックを作成し、子育て等に必要な情報提供を行います。	
	2 母子生活支援施設運営事業	こども家庭課	ひとり親の母とその子どもを母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立促進のための支援を行います。	
	3 母子・父子自立支援プログラム策定事業	こども家庭課	ひとり親家庭等の親のよりよい就業のために母子・父子自立支援プログラム策定員が、個別に面接を行い、就業の希望や生活・子育てにおける課題等を把握し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定して、ハローワークと連携しながら就業支援を行います。	
	4 母子家庭等高等職業訓練促進費等事業	こども家庭課	母子家庭の母又は父子家庭の父の就労促進のための教育訓練に対する給付金や就業に役立つ資格取得のための生活費の援助等を実施します。	
	5 養育費確保支援事業	こども家庭課	養育費の取り決めを行う場合や、取り決めが履行されない場合の相談に対応するとともに、活用可能な法的手段に関する情報提供を積極的に行います。また、公正証書等作成経費及び養育費保証契約締結経費の助成を行います。	
	6 児童扶養手当給付事業	こども家庭課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、離婚等により父又は母と生計を別にして18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を監護する父若しくは母又は養育者に手当を支給します。	
	7 ひとり親家庭等医療費助成事業	こども家庭課	ひとり親家庭等の父又は母及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が病気がけが等で治療を受けたときの医療費の一部について助成を行います。	

基本施策	基本事業	個別事業名	担当課	事業内容
	3 支援を要する子どもや家庭を支える取り組みの推進			
	② ひとり親家庭への支援			
		8 母子寡婦福祉連合会補助事業	子ども家庭課	佐賀市母子寡婦福祉連合会の事業に対し、その経費の一部を補助します。
	③ 障がいのある子どもと家庭への支援			
		1 特別支援教育補助事業	保育幼稚園課	障がい児の就園の機会を拡充するため、障がい児教育のための人件費及び教育管理に要する経費を私立幼稚園に補助します。
		2 障がい児保育事業	保育幼稚園課	保育を必要とし、日々通園できる障がい児を保育園、認定子ども園、地域型保育施設において受け入れます。
		3 障がい児学童保育事業	子育て総務課	金立特別支援学校・大和特別支援学校に通う児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を、放課後に児童クラブで受け入れ預かります。
		4 特別支援教育推進事業	学校教育課	小中学校に在籍する個別の支援が必要な児童生徒に対し、ニーズに合わせたきめ細かな指導や支援が出来るよう「学校生活支援員」、「特別支援学級支援員」を配置します。
		5 発達障がい児相談室（ひまわり相談室）運営事業	学校教育課	発達障がいのある子どもが、安心して生活できる環境づくりを学校・家庭とともに考えていくため、学校における支援が困難である児童生徒を対象とし、本人及び保護者、学校関係者を交えた相談業務を行い、その子に応じた教育及び生活における支援についてガイドラインを提示し、学校生活への適応を図ります。
		6 医療的ケア児支援事業	学校教育課	市立小・中学校に在籍する医療的ケアを必要とする子どもを支援するために、佐賀市と委託契約を結んだ訪問看護ステーション等から看護師等を派遣します。
		7 就学前児童特別支援教育推進事業	保育幼稚園課	特別な支援を必要とする乳幼児が、円滑に就学できるよう、特別支援教育相談員の配置等を行い、きめ細かな対応を行います。
		8 特別支援教育就学奨励費	学事課	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費（学用品費・給食費等）の一部を援助します。
		9 日中一時支援事業	障がい福祉課	障がい児等の日中における活動の場を確保し、また、障がい児等の家族の就労支援及び家族の一時的な負担軽減を図るため、日中の一時預かりを実施します。
		10 児童発達支援事業	子育て総務課	自閉スペクトラム症等の発達障がいと診断された未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作、集団生活への適応を目的とした療育支援を行います。
		11 発達障がい者及び家族支援事業	障がい福祉課	発達障がい児の保護者を対象とした前向き子育てプログラムや、一般向けの講演会を実施し、保護者の子育ての不安軽減を図ります。
		12 親子教室	障がい福祉課	発達障がいの疑いのある子どもとその保護者を対象に、遊びを通した関わりの中で障がいに対する理解を深め、子どもへの適切な関わり方を学ぶ教室を実施します。
		13 発達障がい者相談支援事業	障がい福祉課	発達障がいに関連する相談を受け、外部機関と連携しながら就学・就労に向けた支援や生活全般に係る支援等を行います。
	④ 子育てにかかる経済的負担の軽減・経済格差対策の推進			
		1 助産施設収容措置事業	子ども家庭課	経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設において助産を行います。
		2 実費徴収に係る補足給付事業	保育幼稚園課	幼稚園（新制度未移行園）に通う児童のいる世帯で、世帯所得の状況等を勘案して市が定める基準に該当する保護者に対し、給食費（副食費）の一部を補助します。
		3 小学校・中学校就学援助事業	学事課	市内に在住し、小中学校に通う児童生徒のいる世帯で、経済的に困窮している保護者に対し、学用品費・給食費等の一部を援助します。
		4 通学費補助事業	学事課	富士町・大和町・三瀬村の山間部に居住し、指定小中学校に通学する児童生徒の保護者に対して、バス定期券代の一部を補助します。
		5 児童手当支給事業	子ども家庭課	家庭等における生活の安定に寄与し、児童の健やかな成長に資するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に手当を支給します。
		6 子どもの医療費助成事業	子ども家庭課	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもに対して、入院・通院・調剤に係る医療費の一部を助成します。（小学校就学前までは調剤に係る自己負担なし）
	4 親子の健康の確保・増進			
	① 妊娠期からの切れ目ない親子の健康づくり			
		1 児童生徒の各種健康診断等の実施	学事課	心身ともに健康な児童生徒を育成するため、健康診断を適正に実施し、事後措置を徹底するとともに、学校・家庭・学校医・学校保健関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会等）が連携を図りながら、学校教育活動全体で健康に関する教育に取り組みます。

基本施策	基本事業	個別事業名	担当課	事業内容
		4 親子の健康の確保・増進		
		① 妊娠期からの切れ目ない親子の健康づくり		
		2 妊産婦の健康相談	健康づくり課	妊娠届出時に、保健師及び助産師による母子手帳の使い方、健康診査の必要性、栄養や歯科保健に関する個別指導を行います。また、出産後も助産師や保健師による個別相談を行います。
		3 妊産婦の健康診査事業	健康づくり課	妊娠届出時に妊婦健康診査受診票及び産婦健康診査受診票を交付し、受診を勧奨します。
		4 養育医療給付事業	健康づくり課	入院が必要な未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行い乳児の健康管理を図ります。
		5 妊産婦乳幼児訪問指導	健康づくり課	保健師及び助産師が各家庭を訪問し、妊産婦の健康、疾病予防及び乳幼児の発育、栄養など適切な指導を行うことで不安を解消し、安心して出産、育児に臨めるように支援を行います。
		6 ショートステイ（産後ケア）事業	健康づくり課	母子が産科医療機関に宿泊し、心身のケアや育児にサポートを受け、安心して子育てができるよう支援します。
		7 妊婦のための支援給付事業	健康づくり課	子育てサービス等に活用できる「妊婦支援給付金」を支給します。
		8 妊婦等包括相談支援事業	健康づくり課	妊産婦や子育て家庭の不安を解消するために、相談支援を実施します。
		9 乳児健康診査事業	健康づくり課	健康管理の向上を図るために、生後13か月に至るまでの乳幼児に対して無料の健診票を交付し、小児科等での定期的な受診を勧奨します。
		10 乳幼児健康相談事業	健康づくり課	乳幼児等に対して、身体計測や、育児・栄養・母乳・歯科・ことば等に関して専門職（保健師・助産師・歯科衛生士・栄養士）による個別相談を行い、必要に応じて各専門相談機関等の紹介を行います。また、電話育児相談専用回線を設置し、子育てに関する相談に随時対応します。
		11 子育て専門相談室	健康づくり課	乳幼児健康相談・乳幼児健診・電話相談・訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して不安や悩みを持つ保護者を対象に医師、公認心理師、言語聴覚士による個別相談を行います。
		12 母子保健推進員事業	健康づくり課	母子保健に関心のある市民を公募し養成を行い、地域活動として乳児とその保護者を対象に家庭訪問を行い、子育てに関する情報提供や子育てサークル・サロン等への支援を行います。
		13 母子保健DX推進事業	健康づくり課	母子健康手帳アプリを導入することで、保護者の満足度や利便性を高めるとともに、DX化による作業効率の向上と負担軽減を行います。
		14 母子保健情報アプリ等活用事業	健康づくり課	母子保健や子育てに関する情報等を時期に応じて効果的に提供するアプリを導入し、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行うことで、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりをすすめる。
		15 親子生活習慣病予防事業	健康づくり課	親とこどもの生活習慣病予防を目的に4～5か月児セミナー、1歳～1歳5か月児セミナーを実施、生活習慣病予防に関する内容（生活リズム、食生活、こどもの発達・発育に関すること等）の指導を行います。
		16 サポートママ事業	保育幼稚園課	出産後や妊娠中に、実家や家族等の支援が望めない母親に、家事や育児の手伝いをするサポート・ママを派遣します。
		17 助産施設収容措置事業（再掲）	こども家庭課	経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設において助産を行います。
		18 1歳6か月児健康診査事業	健康づくり課	問診・身体計測・内科診察・歯科健診・フッ化物塗布・保健指導・栄養指導を実施します。何らかの異常及び疑いがある児に対し、精密検査受診券発行や家庭訪問、各相談機関紹介など適切な援助を行います。
		19 3歳児健康診査事業	健康づくり課	問診・身体計測・内科診察・尿検査・歯科健診・フッ化物塗布及び保健指導・栄養指導を実施します。何らかの異常及び疑いがある児に対し、精密検査受診券発行や家庭訪問、各相談機関紹介など適切な援助を行います。
		20 5歳児健康診査事業	健康づくり課	問診・身体計測・内科診察及び保健指導・心理発達相談を実施します。発達障害等子どもの特性を早期に発見し、適切な支援や訓練を行います。
		21 フッ化物応用むし歯予防事業	健康づくり課	乳幼児のむし歯をなくすことを目的に、生後1歳児から就学前の幼児にむし歯予防のための啓発、フッ化物塗布や洗口でのむし歯予防事業を行います。
		22 予防接種事業	健康づくり課	定期の予防接種について、受託医療機関での個別接種を実施し接種勧奨を行います。
		② 食生活を見直し、健康的な生活を送るための支援		
		1 学校給食食材の地場産品導入による食農教育の推進	学事課	学校給食に地場産品を導入することで、児童生徒が給食を通して、特有の風土の中で培われた食文化や、農業をはじめとする地域の産業への理解を深め、生産者への感謝の心を育てるにつなげます。
		2 食に関する教育指導の充実	学事課	給食の時間だけでなく、特別活動の学級活動や学校行事をはじめ、各教科、道徳、総合的な学習の時間等で、食に関する教育を積極的に行います。食育指導の手引きを活用するとともに栄養職員を配置し、食に関する教育の充実を図ります。

基本施策	基本事業	個別事業名	担当課	事業内容
4 親子の健康の確保・増進				
② 食生活を見直し、健康的な生活を送るための支援				
	3 食育の推進	健康づくり課	健康講話や調理実習、親子クッキング等、食に関する健康教室や、ライフステージに応じた食生活に関する支援等を実施します。	
③ 救急医療の確保における小児医療の充実				
	1 休日夜間こども診療所運営事業	健康づくり課	佐賀市医師会により、休日夜間こども診療所の管理・運営を行います。	
	2 在宅当番医制運営事業	健康づくり課	佐賀市医師会により、日曜、休日及び年末年始の診療（初期救急）を行う在宅当番医の運営を実施します。	
	3 病院群輪番制病院運営事業	健康づくり課	佐賀市・多久市・小城市の管内で日曜、休日及び年末年始において、入院が必要な救急患者の診療を行うため、二次救急医療機関が輪番で開院します。	
	4 休日歯科診療所運営事業	健康づくり課	佐賀市歯科医師会により、休日歯科診療所の管理・運営を行います。	
	5 救急医療情報システム	健康づくり課	佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム「99さがネット」で県内の医療機関、消防機関を結び、救急医療や医療機関の情報を提供します。また、同システムを活用し、厚生労働省「医療情報ネット」で住民へ医療機能情報・薬局機能情報を提供します。	
5 仕事と家庭との両立の推進				
① 働きながら子育てすることへの理解				
	1 公民館管理運営事業（再掲）	公民館支援課	地域コミュニティ及び社会教育活動の拠点として、公民館等を整備、管理、運営し、地域における様々な交流、学習の機会を提供していきます。	
	2 労政情報発信事業	経済政策課	労政だより等により、労働局等関係機関から収集した労政情報を積極的に提供します。	
	3 男女共同参画社会推進への啓発事業	男女共同参画課	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進やイクボスの育成等に関する研修会の開催等、性別に関わらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざし啓発を行います。	
	4 子どもへのまなざし運動（市民総参加子ども育成運動）（再掲）	社会教育課	子どもが社会において保障されるべき様々な権利の尊重に努め、全ての大人が子どもの育成に関心を持ち、かつ、主体的にかかわる社会を構築することを目的とした市民運動を展開します。「家庭」「地域」「企業等」「学校等」が連携、協働を図りながら子どもの育成に努めます。	
② 保育サービスの充実（再掲）				
	1 子どものための教育・保育給付事業	保育幼稚園課	認定を受けた就学前の児童が、特定教育・保育施設等（保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所）において特定教育・保育等の提供を受けた際に、当該教育・保育等に要した費用の一部を支給します。	
	2 子育てのための施設等利用給付事業	保育幼稚園課	認定を受けた就学前の児童が、特定子ども・子育て支援施設等（幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等）において特定子ども・子育て支援を受けた際に、当該特定子ども・子育て支援に要した費用の一部を支給します。	
	3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育幼稚園課	0歳6か月～満3歳未満で、保育所などに通っていないこどもが、月一定時間まで保育所などに通園できます。	
	4 一時保育事業	保育幼稚園課	保護者のパートタイム就労時の一時的な保育や、保護者の病気等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施します。	
	5 延長保育事業	保育幼稚園課	通常保育後の時間帯まで保育を必要とする家庭の児童に対し、延長保育を実施します。	
	6 預かり保育事業	保育幼稚園課	幼稚園、認定こども園の在園児を対象に、教育時間終了後、土曜日及び長期休暇中の預かり保育を実施します。	
	7 認可外保育施設支援事業	保育幼稚園課	認可外保育施設に対し、児童や職員健康診断に要する経費や運営費の一部を補助します。	
	8 保育所地域活動事業	保育幼稚園課	保育所（園）、認定こども園において、世代間交流や異年齢児との交流、育児講座等を行います。	
	9 ファミリーサポートセンター事業	保育幼稚園課	アドバイザーが子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）の組み合わせを行い、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブ等への送迎や保護者帰宅までの預かりなど、市民同士の相互支援を行います。	
	10 保育士等の職員向けの研修事業	保育幼稚園課	市内の教育・保育施設等に勤務する保育士等を対象とした研修会を実施し、保育の質の向上を図ります。また、潜在保育士及び保育業務に関心のある方の就労気運の向上を図るための研修会を実施します。	
	11 利用者支援事業	保育幼稚園課	保育幼稚園課窓口専任のスタッフを配置し、保護者の希望に沿った教育・保育施設や事業の案内を行うなど、個別の相談に対応します。	
	12 病児・病後児保育事業	子育て総務課	保護者が、病気やけがをしたこどもを自宅で世話することが困難な場合に、小児科医に併設した病児・病後児保育室で一時的にこどもを預かります。	

基本施策	基本事業	個別事業名	担当課	事業内容
5 仕事と家庭との両立の推進				
② 保育サービスの充実（再掲）				
	13	放課後児童クラブ運営事業	子育て総務課	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後の適切な遊び場と生活の場を提供します。
	14	子育て短期支援事業	こども家庭課	保護者の疾病等の理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において児童を養育します。
6 こどもの安全確保と子育てに適した生活環境の整備				
① 良好な居住環境・生活環境等の確保・整備				
	1	建築確認審査等事業	建築指導課	建築基準法に基づく建築確認申請の審査や、佐賀県福祉のまちづくり条例に基づく審査・検査を行い、安全・安心で利用しやすい建築物の建築を促進します。
	2	市有施設バリアフリー化	建築住宅課	主に市民が使用する市有施設について、バリアフリー化の助言を行います。
	3	公営住宅優先入居	建築住宅課	同居する18歳以下の子が複数いる世帯（母子・父子家庭は1名以上）を対象として公営住宅の優先入居を実施します。ひとり親世帯を対象として、公営住宅の一般入居の抽選優遇制度を実施します。
	4	道路維持補修事業	道路整備課	道路パトロールや市民・通行者等から得た情報をもとに、道路の舗装、側溝・護岸等の破損崩壊が所を補修します。
	5	道路管理事業	建設監理課	市道の機能管理及び財産管理を行います。
	6	放置自転車等対策事業	建設監理課	放置自転車の指導、警告、撤去とその返還を行います。
	7	道路一般改良事業	道路整備課	道路整備に関する住民要望に対し、評価制度を導入し、道路の新設及び改良工事を実施します。
	8	自治会管理の児童遊園地に対する設備整備補助（再掲）	緑化推進課	自治会等による児童遊園地の設置、補修等にかかる経費への補助を行い、健全な遊び場の提供や児童の健康増進及び情操の高揚を図ります。
	9	公園維持管理事業	緑化推進課	都市公園及び開発公園等の清掃や維持管理、定期的なパトロールや施設の点検等を行い、公園施設を良好な状態に保持します。
	10	児童遊園、児童広場の環境整備	緑化推進課	児童遊園地・児童広場の清掃や維持管理、定期的なパトロールや施設の点検等を行い、公園施設を良好な状態に保持します。
	11	公園整備事業	緑化推進課	都市公園の整備事業については、バランスのいい配置を考慮し、こどもから高齢者までの健康増進と快適な子育て空間の創生を行い、子育て支援対策を推進します。
	12	都市公園安全安心対策事業	緑化推進課	佐賀市都市公園施設長寿命化計画の下、老朽化している既存の都市公園施設の計画的な補修や更新（バリアフリー化）を実施し、安全で安心な遊び場と快適な子育て空間の提供を行います。
② 交通安全を確保する取組				
	1	交通安全指導員活動事業	生活安全課	各地区の交通安全指導員による通学路での街頭指導や、交通安全啓発事業に取り組みます。
	2	交通安全対策事業	生活安全課	交通安全事業実施計画を策定し、関係機関と連携して、交通安全意識の高揚や交通事故防止にかかる周知・啓発事業を行います。
			道路整備課	交通安全施設（防護柵、区画線、視線誘導標等）や歩行空間の整備などを行います。
	3	交通公園運営事業	生活安全課	交通公園において、未就学児、児童や生徒が、交通安全に関するマナーやルールに関する学習ができる場の提供を行います。
③ こどもを危険から守る取組				
	1	学校情報携帯メール配信事業	学事課	さがんメール配信に登録をした小中学校の児童生徒の保護者等に対し、犯罪・災害等緊急情報や学校情報を通知します。
	2	生活安全推進事業	生活安全課	生活安全推進協議会において、主に防犯に関する活動状況や取り組みなどについて協議を行うとともに、防犯協会の活動を支援します。
	3	防犯カメラ維持管理事業	生活安全課	少年非行や犯罪発生の重点パトロールエリア等において、防犯カメラを設置し非行や犯罪の抑制を図ります。
	4	防犯灯設置助成事業	生活安全課	自治会等による地区内の犯罪の抑制、防止及び夜間の交通事故防止のための防犯灯の新設等にかかる経費の一部を助成し、設置を推進します。
	5	子どもへの暴力防止ワークショップ開催事業（再掲）	こども家庭課	こどもや教職員、地域の大人を対象に、ワークショップを開催し、地域ぐるみで子どもへの暴力防止を図ります。

第3期 佐賀市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：佐賀市子育て支援部保育幼稚園課

〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町1番1号

電話：(0952)24-3151 (代表) FAX：(0952)29-2095 (代表)

<http://www.city.saga.lg.jp/>
